

第百四十五回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第七号

平成十一年三月十九日(金曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 古賀 正浩君

理事 伊藤 達也君

理事 小野 晋也君

理事 大島 章宏君

理事 大口 善徳君

理事 岡部 英男君

理事 奥谷 通君

理事 河本 三郎君

理事 新藤 義孝君

理事 武部 勤君

理事 中尾 栄一君

理事 古屋 圭司君

理事 水野 賢一君

理事 目片 信君

理事 茂木 敏充君

理事 山本 幸三君

理事 島津 尚純君

理事 前田 武志君

理事 遠藤 乙彦君

理事 福岡 泰蔵君

理事 江崎 鐵磨君

理事 二階 俊博君

理事 吉井 英勝君

出席国務大臣

通商産業大臣

国務大臣

(経済企画庁長官)

出席政府委員

経済企画庁長官

官房長

経済企画庁国民

生活局長

金子 孝文君

通商産業大臣官房商務流通審議官 岩田 満泰君
通商産業省産業政策局長 江崎 格君
通商産業省機械情報産業局長 廣瀬 勝貞君
通商産業省生活産業局長 近藤 隆彦君
委員外の出席者 商工委員会専門員 野田浩一郎君

委員の異動
三月十九日

補欠選任

遠藤 武彦君

木村 隆秀君

新藤 義孝君

竹本 直一君

中尾 栄一君

林 義郎君

山口 泰明君

二階 俊博君

同日

補欠選任

小坂 憲次君

戸井田 徹君

古屋 圭司君

阪上 善秀君

園田 修光君

戸井田 徹君

同日

補欠選任

小坂 憲次君

阪上 善秀君

同日

補欠選任

同日

同日

同日

同日

三月十八日
中小零細企業などの地域産業振興策拡充に関する請願(古賀一成君紹介(第一四八二号))
中小企業支援策の充実強化に関する請願(北沢清功君紹介(第一四八二号))
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)
訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)
国際協力銀行法案(内閣提出第三二号)

○古賀委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、不正競争防止法の一部を改正する法律案並びに訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松本龍君。

○松本(龍)委員 おはようございます。

それぞれの委員の皆様には朝の九時から、この委員会が本場に熱心だと思ふのは、先般二時間、そしてきょうは三時間という時間で、不正競争防止法、訪問販売法、割賦販売法の議論をされるわけです。私は実は民主党の中で不正競争防止法の担当であつたわけですが、先般、大島委員の質問でいろいろ疑問点が出てまいりましたので、まず冒頭、訪問販売法の方から質問をさせていただきます。

○松本(龍)委員 この四業種以外でございませうけれども、三つというところで申し上げますと、一つは結婚情報サービスの件がございまして、これが大体千二百件程度でございまして、それからパソコンとかワープロの教室に関連するものが一千件程度、さらに、CDとかビデオレンタルと

れております。これはトラブルあるいは苦情の実態を勘案しての指定だと思ひますけれども、冒頭確認をしておきたいのは、純粹にこういう順番でこの四業種が指定をされることになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○岩田政府委員 お答えいたします。現時点で指定を想定いたしております四業種と申しますのは、苦情の相談件数以外にも社会的な影響というような観点から、これまで国会でも御議論がされてきたものでございまして、また、政府としても、自主ルールの策定等々の取引適正化の取り組みをしてきた業種でございまして、この改正法によりまして、政令で指定するものにつきましては、特定継続的役務の定めに合致するものの中から、苦情相談の発生状況とか業界の自主ルールの実効性などを踏まえまして、今後、総合的な観点から検討をまいりたいと考えておるわけでございまして、

○松本(龍)委員 苦情が多い、上から四番目がこの四業種ということですか。

○岩田政府委員 この四業種につきましては、おおむね上から四番目というように言えると思ひます。年によりまして順位が五番目になるケースもございますが、苦情あるいは相談件数というだけでいへば、おおむね上の方に寄つてある業種ということも言えると思ひます。

○松本(龍)委員 それでは参考までに、これら以外でトラブルが発生をしている、また多い業種を三つ挙げてくださいますか。

○近藤(隆)政府委員 この四業種以外でございませうけれども、三つというところで申し上げますと、一つは結婚情報サービスの件がございまして、これが大体千二百件程度でございまして、それからパソコンとかワープロの教室に関連するものが一千件程度、さらに、CDとかビデオレンタルと

いったものに対する苦情が九百件程度というのが、三業種ということだと思えます。

○松本(龍)委員 ここに至るまではそれぞれの業界との話し合いもあったと思えます。

ここで私、忘れてはいけないことが一つあって、苦情の件数、トラブルの件数は少ないけれども、被害が非常に大きい実態が恐らくあると思えます。

つまり、エステなどは身体にいろいろな影響があり、被害が及ぶことも多いでしょうし、また、残りの三つ、外国語会話教室、家庭教師派遣、学習塾等々は、契約上のトラブル、あるいは習いに行ったけれども外国人と聞いていたのが違ったとか、不実の告知であるとか、さまざまなトラブルがあったと思えます。

しかしながら、例えば詐欺まがいの、今言われました結婚情報センターですか相談所ですか、私も実は二十年前ぐらい前、三十に近くなるころ、結婚相談所から電話がかかってきてまして、余計なお世話ですけれども入りませんかという話があった、そこにしつこく勧誘をされましたが、結局入りませんでした。そういう状況の中で、例えばこういう悪質な結婚相談所が仮にあったとして、そこで詐欺まがいの行為が起る。これは自分の人生の、一生を左右する、精神的にも金銭的にも被害が大きいわけです。

したがって、件数に着目することも重要でしょうけれども、被害の実態にも着目をして、これは本当に大きな被害があるんだということに着目をして指定をするということも当然考えられると思うんですけれども、その辺のことはどういふふうにお考えになったんですか。

○岩田政府委員 御指摘のとおりでございますが、苦情件数、相談件数が多いということは一つの要素でございますが、それにどまらなないトラブルの実態というものもよく私どもは見なければならぬと思えます。

今、生活産業局長から御答弁申し上げましたように、結婚情報サービスというものは、トラブル

件数も四業種に準じたような件数でございまして、私どももこれからよく注視をしていかなければいけない、こう考えております。

○松本(龍)委員 消費者というのは、今も、例えばここで委員会をやっている時点でもトラブルに巻き込まれているわけで、したがって、消費者個人個人にとってはまさに件数が多いか少ないかは関係がないことで、被害はその個人が受けているわけですから、件数に着目するのも大事だけれども、本当にシリアスな被害、実態、トラブルというのを見ていると、だいたいというふうな思っております。

それと、第十七条の二でありますけれども、ここでは「特定継続的役務」とは、国民の日常生活に係る取引において有償で継続的に提供される役務であつて、次の各号の「云々」、「一」役務の提供を受ける者の身体的美化又は知識若しくは技能の向上、「二」ここまでは私もわかるんですけども、その下の「その他のその者の心身又は身上に関する目的を実現させることをもって誘引が行われるもの」という文言があるんですけれども、ここが非常にわかりづらい。どういうことを指しているのか、具体的に御説明をお願いしたいと思います。

○岩田政府委員 「心身又は身上に関する目的」とは、どういうことでございまして、役務の提供を受ける者の心、体または身の上といった個人的な事柄に関する目的、例えば体を美化するであつとか語学力を向上させるといったようなものを指すものでございまして、こうしたものについては、その目的がどのくらい実現するかに関して、役務を受けます個人によりまして大きく違いが生じ得る。そのことによつて、そこに特徴があつてトラブルが発生しやすいというこのために、このような定義が置かれておるわけでございまして、そうした分野をいわば特定するのが趣旨でございまして、その意味で、先ほども御答弁申し上げましたように、当面四業種というようなものを想定いたしておりますけれども、そのような観点から、先ほどの御指摘のように、トラブルの広がり、ある

いはトラブルの内容の深刻さでも申しまいしょうか、そういうものを含めて、今後そうした四業種以外の点についても総合的な検討をし、よく実態というものを私どもも注視をしていかなければいけない、このように考えておるところでございします。

○松本(龍)委員 この法律をずっと読ませていただいて、趣旨は、消費者の保護、あるいは大臣がいつもおっしゃるように自己責任原則の啓発、あるいは業界の健全な発展等々があると思うのですが、けれども、特定継続的役務という言葉が非常にわかりにくい。役務がサービスということになるんだけれども、特定継続的役務を例えば中学生とか高校生に説明するときに、平たく言ったらどういふことなんでしょう。

○岩田政府委員 特定ということとはちょっと後に回しまして、継続的役務と申しておりますのは、今さっき御説明をいたしましたような、ある目的を持って当然いろいろな役務提供の契約は結ばれるわけでございまして、一面において、まずその目的が確実に達成されるかどうかはよくわからぬ、特に役務の場合には目で確かめることが必ずしもできないというふうなことも含めて、不確実性が伴うわけでございします。

同時に、私どもが今回トラブルの内容として着目しました点は、それが一回の役務の提供で終わるのであれば余り問題が生じないのですけれども、ある目的を達成するために継続的に役務の提供を受けたいとその目的が達成できないことがしばしばある分野というものが存在するわけでございまして、そういう分野を継続的役務ということとさせていただきます。そのうちのうち、トラブルの広がり、深刻さというようなものの中から特定をしていくというところでございします。継続的役務一般ではない、そういう意味で特定である、こういうことでございします。

○松本(龍)委員 平たく言ってそれですから、なかなか私もほかの人たちに説明しにくいなというふうに思ふんです。消費者に一番身近な法律です

から、文言のことはともかくとして、将来、周知あるいは教育、啓発等々あると思えますけれども、わかりやすい説明をこれから望んでまいりたいというふうな思っております。

この四業種の指定というのは、決してその業界が悪いというわけじゃないわけで、それはもうここにのらるる皆さんというふうな認識をされています。多分、一部の人がトラブルを生ずることによって、その業界の健全な発展が損なわれている。むしろ、この法律案に業界そのものも賛成をしているというふうな以前お聞きしました。それならば、さっき言われたように、この四つ以外、結婚相談所あるいはパソコン教室等々、指定をされることが悪い業種ではないわけですから、そういうのは機動的にやられるようにお願いをしておきたいと思えます。

以前の大島委員の質問の中で、本当に消費者サイドに立っているのかというふうな話もありました。遅きに失した感も私ども否めなないと思っております。岩田審議官は、この間、現実の社会を見詰めた適切な対応をしていきたいというふうな言われましたけれども、本当に現実の社会を消費者サイドから見詰めて機動的に対応していただくように、改めて強く要望しておきたいと思っております。

それでは、この間も話が出ておりました解約の際の入会金、入学金の取り扱いですが、先般は審議官は、契約書において入学金を返すか返さないかというあたりがわかるようにするといふような話をされました。これは、そこでわかるようにしておけば、あとはもう消費者が自己責任原則でやってくださいよという意味なのではないでしょうか、お答えをお願いしたいと思います。

○岩田政府委員 入学金とかあるいは入会金というような名称を持ちますものの扱いにつきましては、その性格が、役務の提供を受け得る特権的な地位を得るための対価、世間的には狭義の入会金、入学金というふうな言われていると思えますが、というもののや、役務の提供に伴う初期費用というふうなもののために充当される性格のもの、

あるいは対価の前払い的な性格が入学金、入会金という名前のものの中に含まれているものというようなのがございます。

今申し上げました狭い意味の入会金、つまり特権的な地位を得るための対価あるいは初期費用というようなのは、中途解約等が行われた場合のことでございますが、社会的には通常、返還の対象とならないと考えられるわけでございます。他方、対価の前払い的な性格を有するものであれば、今回お願いをいたしております法律の考え方に立てば、未履行分について相当する額が返還をなされるべきものであるということでございます。

世の中いけばもう入会金、入学金がいりいな形で使われておるわけです。必ずしも、入学金という言葉が使われているからといって、その性格を一律に判断することが困難な面があるわけでございます。その意味で、入学金をめぐる問題というものはいろいろな難しい問題があるわけでございまして、まず、先般大田先生に御答弁を申し上げた趣旨は、この事業所は、この事業者は、そもそもこの入学金と呼んでいるお金の部分を、もし中途解約などが行われた場合に返すつもりでいるのかないのかという情報提供をまずして、消費者が、その事業者はそういう事業者なんだということがせめてわかるようにする。

入会金、入学金をめぐる問題を解決することではなくて、どういう事業者なのかわかるようなことにするという情報提供的な意味合いにおきまして、あるいは消費者の判断の一助にするという意味において、そういうことを書面交付義務の中で明らかにするということは消費者にとっての一助になるであろう、こういうふうな考えて御答弁をしたところでございます。

○松本(龍)委員 初動でお金がかかるケース、あるいは手続そのものにお金がかかるケースというのは、業種によっていろいろ異なると思いますが、それはよくわかるんです。しかし、常識的に、法外なお金を返さないというケースがある。

あるいは、ちょっとお尋ねをしますけれども、スポーツクラブなんかで会員券、会員の権利ではなくチケットのことですが、会員券方式でやっているようなところはこういうふうな考えたらいいんでしょうか。

○岩田政府委員 いわゆるチケットあるいは会員券というようにございしますけれども、役務提供事業者自身が販売するそうしたものににつきましては、一定の期間、金額を超えて、政令で定めることになっておりますけれども、本法の定義に該当するものについては今回の規制の対象となるものと考えております。

言いかえますと、有効期限のあるものにつきましては、有効期限内はいつでも役務提供を受けることが可能ということでございしますので、有効期限をもって役務提供期間とみなす。これが基準期間を超えているものであればこの法律の対象になり、また有効期限のないものにつきましてはいつでも有効、可能ということでございしますので、役務提供期間は常に基準期間以上、いわば無限ということでございます。当然この法律の対象になるということでございます。

また、会員権制につきましても、実際の役務の提供を行う者が契約の当事者となる場合は、この取引をこの法律の中で言う「役務の提供」で読むということを考えておりますし、さらに、会員権の場合には第三者がこれを販売するということが考えられるわけでございします。これにつきまして、本法の十七条の二第二項二号に書いてございします「権利の販売」として規制の対象になる、このように考えております。

○松本(龍)委員 お話を伺って、当然、自己責任原則、あるいは消費者も賢くしなければいけないというのは理解をしております。しかし、適正な解約料というのが業界の水準であってはならないし、当然そういうことはおわかりになると思ひます。

ある意味では、こういう四業種、特定継続的役務を受けようとする消費者というのは、前向きな

方というか、エステにしろ会話教室にしろ学習塾にしろ、自分を啓発していこう、知識を向上させようという前向きな方であって、途中で解約しよう、解約の条項はどうなっているのかなというふうに見る方は恐らく少ないんだというふうに思ひます。

そういう意味では、書面というのをわかりやすくする指導も一方では必要だろうというふうに思ひますけれども、その辺、政令で指定をする、あるいは書面をわかりやすくしなさいというふうな指導というのはされるんでしょうか。

○岩田政府委員 書面交付と申しますのは、契約の前にしる、契約が締結された後にしる、その後に伴うトラブルを防止するために書面交付義務を課すものでございしますので、できる限りわかりやすい方法で書かれる、あるいは字の大きさを含めて、そうしたようなものにするということに予定いたしておるわけでございします。そうすることによりまして、また、幾つかの、これまでに御議論をいただきました点の中で特に消費者が注意をされた方がよいような点につきましては、私どもも、法律が成立をいたしました後は重点を置いて、消費者団体とかその他とも相協力をしながら、普及、啓発のようなことも努めていきたい、こう考えておるわけでございします。

○松本(龍)委員 苦情が多いところ、トラブルが発生しているところは、業界の中でも恐らくアウトサイダーだと思ふんです。そういう意味では、業界の自主ルールに任せるといふふうに言われまして、業界の自主ルールに任せるといふに、業界そのものに背を向けている人たちがわかってきません。そういう意味では、これから厳しい指導が必要だということを申し添えておきたいと思っております。

それから、第十七条の四、誇大広告の禁止とあります。今までは契約そのものの規定等々がずっと書き込まれておりますけれども、ここで少し商品に触れた内容だといふふうに思っています。これに違反した場合、百万円以下の罰金とあります。

す。これは、公正取引委員会の勧告、公取の方は不当景品類及び不当表示防止法によって違反があれば都道府県知事を通じて勧告をするというふうにお聞きをいたしましたけれども、軽重の度合いといひますか、公正取引委員会との絡みについて、具体的にお話を伺いたいと思ひます。

○岩田政府委員 御指摘の不当景品類及び不当表示防止法は、独占禁止法の特例法でございまして、この法律の趣旨は、業者間の公正な競争を確保するというまずワンステップがございまして、確保いたしまして、それによって、もって一般消費者の利益を保護する、そういう観点から商品や役務についての不当表示のようなものを禁止いたしております。

これに対しまして、本法案は、役務の性質上、その役務提供による効果の発生、目的の実現が不確定であるにもかかわらず、例えばそれを大々的にうたった広告をもって消費者を誘引するとか契約締結に導くことが多いという特定継続的役務提供における特色に着目いたしまして、消費者が受ける被害を防止しようとするものでございまして、直接的に消費者と業者の間の消費者問題と申しましうか、そういうものの解決に役立てたいという趣旨でございします。

その意味で、規制の趣旨が異なっておりますし、また、法律の違反につきましても、訪問販売法は刑事罰が科せられるという点においてもやや、ややと申しましうか、強い担保措置が訪問法の方にはとられているという違いがあるように存じます。

このように、両法は、それぞれの立場という役割が違つてございしますが、同時に、それぞれの役割において運用されるものでございまして、例えば御指摘の誇大広告の問題について、訪問法を運用していくに当たりましては、そうした認定とかいうことにつきましても、公正取引委員会とも十分に連携をいたしまして、双方適切な運用ができるように努力をしまひたい、こう考えております。

○松本(龍)委員 公正取引委員会と連携をとりながら、かなり厳しい罰則を規定されているというふうに理解をしました。そういう意味では、なかなかその判定等々も難しいとは思いますが、適宜、本当に厳しくやっていただきたいというふうに思っております。

後から不正競争防止法の質問をしますけれども、不正競争防止法は、いわゆるコンテツに関する話であります。その絡みもありまして、コンテツに関する電子商取引もあると思えますけれども、これから先、メディア等々、いろいろな、思いもしないようなトラブルが発生するということに想定をされると思うんですけれども、いわゆる電子商取引との関係で訪問販売法のことを考えたいと思います。

まず第一点ですけれども、そもそもインターネットでの物の販売は訪問販売法の規制の対象になるのか。あるいは、今インターネットを通じて学習塾なんかをやっているそうですけれども、インターネットを用いた継続的役務の提供というのは今回の改正の対象になるのか、お尋ねをいたします。

○岩田政府委員 訪問販売法には通信販売に関する規制がございます。したがって、インターネットを通じて販売が行われる場合には、通信販売の規制が適用になる、このように考えます。また、インターネットにおいて仮に特定継続的役務が提供された場合ということでございますれば、今回の改正法の対象になるというふうに考えております。

○松本(龍)委員 インターネットを通じていろいろな物を売る、あるいは物を買うということがこれから頻繁に起こってくると思えます。そういう意味では、また難しい話ですけれども、海外の販売業者との電子商取引でトラブルが発生したとき、消費者は救済されるのかな、されないのかなというの素朴な疑問ですけれども、こういった場合はどうなるんでしょう。

○岩田政府委員 お尋ねの懸念は一般則にもかか

わる問題でございますが、訪問販売法におきましても、我が国の法律によりまして海外の事業者を規制するということには限界があるということでございます。

ただ、私も、実際にトラブルがあった消費者につきましては、当省の消費者相談室あるいは地方の通産局におきます相談室等々を活用しまして、そうしたものについて、例えば個人輸入に関する窓口を紹介するというふうな形で、もろもろの対処法について、海外の事業者でございますのでそうした対応ぶりについてアドバイスをすること、あるいは関係団体に対して情報提供をして注意喚起をするというようなことで対応をしてきておりますし、今後そのような対応をしたいと考えております。

○松本(龍)委員 岩田さんには最後の質問になりますけれども、通告しておりませんでしたけれども、大蔵委員の積み残しで一問質問させていただきます。

九六年に訪問販売法が改正されたときの目玉の一つが、十八条の二の申し出規定でありました。電話や手紙による訴えはあっても、正式にこの申し出規定を活用したものが少なかったと聞きますが、これは当然で、所定の様式に沿って訴えるという消費者はそうそういるものではありません。それをアドバイスする、あるいは主務大臣の求めに応じて事実関係の調査に当たる団体を指定するということは、興味深い試みで評価できると思いますが、専門的な分野であり、だれでもできる仕事ではないと思えます。具体的にどのような団体を想定しているのか、全体的にどのくらいの団体数を考えているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○岩田政府委員 御指摘の点、指定法人の問題につきましては、法文上も、いわゆる法人からの申請に基づいて指定がされるということでございます。法律に定められました業務を適正かつ確実に行うことができるかと認められる法人からの申請を踏まえまして、具体的に検討をまいりたいと思

考えております。

なお、この指定法人につきましては、数を限定するということではございませんで、能力のある団体につきましては、今後、より多くの方々からの申し出と申しまして、そうした私どもに対する情報提供は仕事の参考になるわけでございますので、そうした方で、能力のあるところにつきましては複数の団体の指定をするということでも考えておるところでございます。

○松本(龍)委員 ありがとうございます。

それでは大臣に、ちょっと最後に、訪問販売法、割賦販売法のことでお尋ねをいたします。

日本もだんだん契約社会というものになってまいりまして、いわゆる契約社会が進み過ぎた事例というものが、この間ちょっと聞いたんですけれども、アメリカでは家を建てる時に契約書がこんなにある。つまり、発注者と設計者、あるいは物をつくる人たちの契約が契約書の中で担保されればすべてのことは訴訟にならないという話があった、原理的に言えば、階段のない二階建ての家とか出入り口のないうちが、契約書の中で設計図の中で担保されていけば、それが訴訟にもならない。つまり、契約書でオーケーしているじゃないか、設計図であなたはオーケーしているじゃないかということ、これは業者の方が勝つらしいんですね、いかに使い勝手がよくない家を建てても。

そういう進み過ぎた契約社会というののもいかなものかと思えますけれども、日本はまだそういったものになれていない。したがって、前から大臣がおっしゃっているように、自己責任原則、あるいはさまざまな消費者も、西川委員が言われていたように賢くならなければならない、そういうこともあろうかと思えます。

それに、何よりも、平成四年から平成七年まで苦情の件数は減ってきたというふうに前に審議官がおっしゃいましたけれども、それからやはりふえてきた。非常に多くの件数があるわけで、そういう意味では、機動的にこれらには対応していくの

が必要だろうということがあります。指定四業種というふうにありますけれども、これは指定五業種、六業種ということにもなるのかと思えますけれども、そういう機動性の問題もあります。さらに、今話したように、難しい電子商取引の問題もあるでしょう。

それから、この法律が誕生したら、やはり周知、広報、あるいは教育、啓発というの也非常に大事な要素になってくると思われませんが、その点を含めて、この法律に対する大臣のさらなる決意をお伺いしたいと思います。

○与謝野國務大臣 契約法というのは多分英米法の法律の概念だと思っております。日本の場合には、書面で契約をしなくても、消費者と供給者の間で、例えば口約束であってもきちんとしたことが行われてきた、そういうよき伝統も持っているわけでございます。

しかしながら、いろいろな商売のやり方がふえてまいりまして、法律で契約を保護しなければならぬということが幾つも出てきました。これが初期の割賦販売法、訪問販売法の話でございます。それからマルチ商法もそうでございます。むしろこういうふうな、消費者を保護するという方向で法の整備が行われてまいりました。

本間に簡便な契約で信頼ある契約内容が実現されるということが実は最も効率的なわけでございまして、しかし、ただいま問題になっております四業種のように、例えば、あなたは美しくなれます、六カ月かかります、前金で全部いただきます、お金がなければローン業者を御紹介いたします、そこに行つて契約してくださいと言っている間に倒産するというような、悪質なものは法律で保護せざるを得ない。今回の法律は、一般的にそういう考え方に基づいているわけでござい

ます。ただ、アメリカの契約書はこんな厚いという話がございますが、これはどうも、アメリカと日本と比べますと弁護士の方の数も何十倍も違うと

いう、いわば人によってはこれは訴訟社会だと言う方もありまして、訴訟社会というのはいいように、必ずしも能率のいい社会ではないと私は思っております。私どもとしては、最低限の法律できちんとした消費者保護ができるということが望ましいと思っております。

電子商取引の話は、本人確認を含めまして、取引、契約内容の確実性とか安定性とか、これからまだまだ研究をして、法務省とも相談しながらやらないといけない分野もありますが、現に、日本の方で相当多くの方が、国内でのインターネット上の取引のほかに海外から物を買うということが既に始まっております。ですから、やや法律の制度の方が後を追いかけるということになります。が、やはりインターネット上の取引でも、消費者の自己責任もございまして、悪質なものに對しては法律が保護する、そういう法律制度が今後必要になってくる。それは研究段階でございまして、いずれ先生方にこの法律の内容等について御審議をいただく日もそう遠くはないだろう、そのように思っております。

○松本(龍)委員 私か思っておりますより前向きな発言をしていただきました。技術というのは日進月歩でありまして、まさにこれら悪いものを取り締まる法律というのはモグラたたきのように延々と続いていくんだろうというふうに思っております。

消費者に関する法律は、五、六年前に私も、製造物責任法、PL法を担当いたしました。そこでも訴訟社会になるんじゃないかという懸念がずっとありましてけれども、なかなかそういう世界ではない、やはり消費者も学ばなければならぬ、事業者も学ばなければならぬ、そういうことからこの法律もできたんだろうというふうに思います。運用の面でまた機動性を發揮していただくように心からお願ひをして、不正競争防止法の方に移らせていただきたいと思います。

本法律の提案理由説明の中で、いわゆるコンテンツ提供事業者、コンテンツというのは、この間

辞書で調べましたら、情報の中身というふうに書いてありました。将来の成長産業として極めて有望であると書いてありましたけれども、ここで言うコンテンツ提供事業者というのはどういう企業やビジネスが含まれているのか、お尋ねをしたいと思います。

○広瀬(勝)政府委員 今先生のお話でございますように、私ども、今度の不正競争防止法の一部改正は、まさにコンテンツ提供事業者の健全な発展のための基盤整備ということでお願いをしているわけでございます。

コンテンツ提供事業者、どんなものがあるかというところでございまして、音楽のCDとか映画などのビデオとか、あるいはDVDなんかもございまして、それから、家庭用のゲームソフトといったものを販売したり、あるいはレンタルといったようなこともあるかもしれません、そういうビジネスとか、あるいは有料テレビ放送のように契約者だけに情報を提供するというビジネスといったようなものでございまして、対価を得て音楽や映像といったコンテンツを提供する事業というのを、我々はコンテンツ提供事業者というふうに言っております。

これまでも相当急速な伸びを示しておりますけれども、情報通信技術が発達いたしますと、インターネットを通じて音楽だけではなくて書籍なんかも配信するとか、あるいは衛星を使って配信するといったような新しい工夫もいろいろあるわけでございます。これからは相当急速に伸びていくんではないかというふうに期待をしている分野でございます。

○松本(龍)委員 この法律で保護しようとしている管理技術を用いて展開をしているビジネスの事業規模、また、妨害の機器の提供によって被害が当然多発をしているというふうに思いますけれども、その被害の実態等をお伺いしたいと思います。

○広瀬(勝)政府委員 ただいま我々が把握しております事業規模につきましては、やはり大きなも

のは、音楽のCDとかあるいはゲームソフトのところが大きなものでございまして、これはそれぞれ六千億円ぐらいの規模がございまして、こういうものを含めまして、全体としてデジタルコンテンツの市場というのは今二兆円ぐらいではないかというふうに考えております。

この健全な発展が期待されるわけですので、今度お願いをしておりますようなことで、いろいろな管理技術の無効化等による被害が出ておるわけでございます。これにつきましては、実はそういったことがこれまでは違法ではなかったというようにございまして、被害の届け出ももちろんないわけでございます。そういった意味で、統計的に把握するのはなかなか難しいわけでございます。

加えてまして、私ども、新聞報道等で特定の企業が大変大きな被害をこうむったというようなこともかいま見るわけでございますけれども、この企業自身にとりまして、そういう被害をこうむっているということが信用問題になるというようにございまして、なかなか明らかにしないといったような点もございまして、

したがって、そもそもが違法でなかったということでも届け出もない、また信用問題等もありましてなかなか明らかにしないというところがありまして、ただ、インターネットのホームページでいろいろな機器が売られている実態、あるいは新聞や雑誌に堂々と広告されている実態といったようなことを考えますと、かなり大きな被害があるんではないかというふうに考え、また心配をしております。

○松本(龍)委員 この法律を読んだときに、二つの物の考え方があって私は思いました。一つは、こういう法律をつくらなくても、こんなもの企業に任せなさい、市場に任せなさい、自分のものは自分で守りなさいという議論があらうかと思ひます。もう一つは、もっと厳しくやるべきだ、刑事罰も含めてやるべきだという考え方があらうかと思ひます。

まず最初の考え方からいうと、製造に関しては規制の対象になっていませんね。そういう意味では、必要最小限の規制の導入という点を強調されているというふうに思うんですけれども、どういう配慮がなされているのかお尋ねをしたいと思います。

○江崎政府委員 私ども、一般論としましては、こうした新しい産業の取引の秩序を確立するという際には、基本的には市場に任せるべきというふうな思っております。

ただ、今御提案しておりますような、こういう分野におきまして、技術的な制限措置を無効化する機器の販売などが全く野放しの状態だという状況でございまして、これを放置しますとこの新しい成長産業の基盤まで崩れてしまいかねないという心配がございまして、一定の措置を導入しようというところでございまして、

その場合には、今先生御指摘ありましたように、この新しい事業の成長を壊さないように必要最小限にしようというところでございまして、具体的にその配慮をした点というのは三つぐらい挙げられると思いますが、一つは、救済措置を専ら民事的な救済だけに限った、刑事罰は導入しないという点が第一点でございまして、

それから、こうした分野というのは非常に技術の進歩がどんどん進んでいる分野でございまして、そういう意味では、技術的な制限措置をする側においてもいろいろな装置などを試験的につくっているというようにございまして、したがって、その観点から、製造は対象にしないということが第二点でございまして、

それから第三点として、今申し上げましたように、同じ趣旨なんです、試験研究のための装置の提供につきましても、これも技術進歩の妨げにならないようにということで、今回の法律改正の適用除外ということにしているわけでございます。

○松本(龍)委員 刑事罰を導入しないというふうな言われました。この間の委員会審議で、江崎局

長のお話、ちょっとわかりづらかったのですけれども、なぜ刑事罰が導入できないかというふうな理由と、今、民事救済というふうな言われまじたけれども、差しとめ請求等民事救済のみが設けられていすけれども、果たしてこの民事救済は有効に機能するののかというのちよつと不安なんです。

刑事罰を導入しない理由、それと民事救済が有効に機能するののか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

○江崎政府委員 こうした分野の技術的な制限手段というのは、非常に日進月歩で技術が進んでいる分野でございまして、いろいろな手段が試みられております。どういった装置やプログラムというものが事業者の営業上の利益に対して被害をもたらすか、一番よくわかるのはその事業者自身なものですから、事業者自身が予防的に自分の利益を侵害するような機器の提供に対して民事的な救済を導入するという点によりまして、自己の利益の侵害を防止できるという点で非常に大きな効果があると思ひますし、結果としてそのことが取引の秩序の確立にも資するということで、要するに申し上げたいことは、民事救済により非常に効果があるということが第一点でございします。

それから一方、刑事罰を導入しないということにしたわけですが、これは、仮に刑事罰を導入するという点になりまして、今申し上げましたように非常に技術進歩の激しい分野でございまして、そういった技術進歩について、例えば試験研究などを阻害してしまうおそれがあるということがございまして、刑事罰を導入することによるメリット、つまり取引秩序をきちとやるというメリットよりも、マイナスの副産物の方がむしろ大きくなるのではないかと、こういう判断をしまして、現在の段階では民事救済だけで十分ではないかと、こう判断したわけでございます。

○松本龍委員 こういう取り締まりはしなければならぬというふうには思っておりますが、禁酒法の時代がアメリカにありまして、禁酒法を

導入をした途端にいわれるギャングがはびこつて、アンダーグラウンドに入つていったというふうな思いをします。そういう意味では、禁酒法ではありませぬけれども、取り締まりが厳しくなればなるほど、悪賢い人たちは地下に潜つていきながら仕事を続けていく。つまり、法律によって淘汰をされるわけですから、逆に言うところ、パイがふえてきて利幅も大きくなっていく。そういうアンダーグラウンド対策というのか、モグラたたきではありませぬけれども、地下に潜つてやっている人たちに対する対策等々もお尋ねをしたいと思います。

○江崎政府委員 一つは、まず、先ほどの御質問にも関連するのですが、仮に差しとめ請求等の判決が裁判所で得られたということになりますと、これは裁判所が強制力を持つてこの判決を執行するということになりますので、国による代替執行ですとか、あるいはいつまでも執行しない場合に間接強制で金銭を相当期間払わせるということも可能でございまして、まず、裁判所の判決が強制的に実行されるということは担保されます。

それから、今御指摘の、こういう規制を導入しても、結局、悪質な業者はアンダーグラウンドに潜つてしまふのではないかと、ということでございますが、確かにそういう面はあると思ひます。ただ、少なくとも現在のようないつた機器が野放しで公然と売られているということはまず防げるわけでございます。

現に実は、私もがこういう法案を御提案しているという情報を早くも彼らが察知をいたしまして、間もなくこうしたものは禁止になるから早く買つた方がいいですよという趣旨の広告をしたりしているわけでございますが、つまり、彼らがこういう動きに関心を持てているということは、仮にこの法案を成立させていたければ公然とこういうことはできなくなるといふことになるわけでございます。まして、少なくとも、それによりまして多くの不正な機器を販売するということは、まずできなくなると思ひます。

それから、どうしても悪質な業者が地下に潜つ

てひそかにこういう商売をやるということがあつかもしれませぬけれども、これももちろん、正規な事業者側がこれを見つければ差しとめ請求等の裁判を起すことはできるわけでございます。それで判決を得れば、先ほど申し上げましたように強制的にそれを執行できるということになるわけでございます。したがって、効果としては私どもはこれで相当上がるのではないかと、このように考えるところでございします。

○松本(龍)委員 今お話にありましたように、今度通産省からプロテクト解除機器の規制法案が今通常国会へ提出される模様です。早くお買い求めくださいというふうな、違法ではありませぬからそういうことがあったわけですけれども、アンダーグラウンドの取り締まりも厳しくしていただきたいというふうな思つております。

冒頭申し上げましたように、成長産業であるということがあるわけで、そういう意味では、デジタルコンテンツ産業の成長基盤として、今回の法改正が重要な役割を担うことは理解をしております。こういう新しい分野の成長を促すために、通産省として、技術開発の促進、あるいは、ほかの課題も多々思ひますけれども、デジタルコンテンツ産業の発展のために、この法律とは別にどういう取り組みをされているのか、最後にお伺いをしたいと思います。

○広瀬(勝)政府委員 御指摘のように、デジタルコンテンツの発展は非常に大事な分野だと思つております。私どもも新しい産業分野として期待をしております。ところでございしますけれども、このデジタルコンテンツにつきましましては、一つは、制作につきましまして、大変技術の進歩が著しいものですから、制作にも費用が相当かかるわけでございます。したがって、そういうことにつきましまして金融的助成をやつたり、あるいは技術開発面であつたり、いろいろ支援をさせていただいております。

また、このたび、景気対策ということで、次世代のデジタルコンテンツの開発といったようなことについて補助金の制度をお認めいただいております。

ますけれども、そういう中でも、提案公募という形で、皆さん方のアイデアと提案をいただきまして、その中で、いいものに対して、期待の持てるものに対して補助金を交付するといったようなことをやっておりますが、大変応募も多うございまして、またいろいろ創意と工夫に富んだ期待の持てる提案がいろいろ出てきております。

我々、こういうものをしっかりと支援をしながら、将来の情報化社会の健全な発展の基盤をつくつてまいりたいというふうな考えているところでございします。

○松本(龍)委員 最後に、大臣にお伺いをします。コンテンツというのは、私はCDを買つたりさまたまやっていますけれども、子供たちはゲームで、時間を限つて一日三十分ということをやっていることもあります。そういう意味では、成長産業ではあるけれども、子供たちにとってはこのままではいいのかなという若干の危惧も一方ではあります。

この不正競争防止法に対する大臣の決意を最後にお伺いして、質問を終わりたいと思ひます。

○与謝野国務大臣 やはり、模倣品と申しますか、模倣品というものが大変簡単につくられてしまふ世の中になりました。時計、ハンドバッグ、私

が知つて限りの限りでもCD等々もございします。

不正競争防止法というのは、せっかくいろいろ苦労して始めた仕事をいわば横取りするようなこととでございしますから、これは、やはり物事を始めたら、あるいは長年そういう事業をやつてきた方の権利を正当に守るということが法律の一番大きなところだろうと思ひます。しかし、昭和九年に不正競争防止法をつくりましてからも、その法律の網をくぐつていろいろなことをやる方が出てまいりました。したがって、今回の手直しも現行の不正競争防止法の網をくぐるといふ方を取り締まるという側面があるわけでございます。

やはり、これは日本の利益を守るといふことばかりでなく、海外のいろいろなブランドと言われ

るもの、あるいは新規商品等に対しても、日本がきちんとした不正競争防止法の内容の充実に努めて、そういう海外の商品も守る、そういう姿勢を示すことは、国内に対してのことばかりでなく、私は国際的な責任でもあると思っております。

今回の改正につきましても、ぜひ御賛同を賜れば、そのように思っております。

○松本(龍)委員　ありがとうございます。終わります。

○古賀委員長　大口善徳君。

○大口委員　公明・改革クラブを代表しまして、質問をさせていただきます。

訪販法の改正法案、そしてまた罰則法の改正法案について、まず伺いをします。

今回の改正につきましては、賛成は賛成であります、こんな遅くなつてやうでできたのか、こういう感じがいたします。もう十数年前からこういうサービス形態における苦情というのを出てきておりますし、また、弁護士会ですとか消費者団体でもこういうことがいろいろ叫ばれ、そしてまた、これは平成四年ですか、総務庁の行政監察局がそれについて一つの意見を出しており、そしてまた、そういう中で、通産省においてもこれを検討して、結局は業界の自主規制にゆだねた。

ところが、その当時から、シェアといいますが、業界に所属しているといいますが団体には所属しているシェアが非常に低い。ですから、自主ルールでは実効性がないというところはわかっていたと思うのですが、そういう形でやった。そのために、相当被害者が出た。行政として、前回もそうでございましたが、反省をしている、こういうことでございますので、あえてまた反省の弁を求めることはいたしません、こういう市場の動向に対して、消費者の保護という立場から機動的に対応していかないと、これは国民の理解を得られない、こういうふうに出ておるわけでございませう。

そして、公明党も、この件につきましては平成

五年の六月に法案を出しました。結局これは審議されなかったわけでございますけれども、継続的な役務の提供に係る取引の適正化に関する法律案、こういうことで出したわけでございます。この公明党の平成五年六月に提出した法律案がどのような形で今回の法案に生かされているのか、そしてまた、その相違点について伺いたいと思っております。

○岩田政府委員　平成五年の公明党案との関係でございますが、私も、今回、この公明党案に盛り込まれております考え方は内容という点につきましては、多くを参考にさせていただいたわけでございます。

それで、平成五年の公明党案との相違点という御指摘でございますが、主な点を挙げさせていただきます。一つは前払い金の保全措置、それからもう一つが中途解約の場合の要件ということが申せるかと思っております。

前払い金の保全措置につきましては、公明党案においては義務づけというところになっておたわけでございますが、今回私どもの御提案申し上げております法案では、産業構造審議会において大分この点については時間をとって議論が行われました。これを義務づけることはしない、結論としては、保全措置の有無とその内容を契約締結時の交付書面に明記させるというようにすることで、消費者が前払い形式の取引を行う事業者に対して財務状況等の開示を求めることができるとするなどの消費者に対する情報提供を充実させ、それによつて消費者が選択をしていただくというようにルールを設けていただいております。

また、中途解約につきましては、いわゆるやむを得ざる事由の問題がございまして、結局、私も今回ももろの議論をいたしましたけれども、やむを得ざる事由の認定が困難であり、その外縁をくることが難しい、それと消費者保護が図り得るかどうかとこの両立をどこで線を引くか、これが大変難しいということでございます。結論といたしましては、理由のいかんを問わないで中

途解約を認める、あるいは、さらに関連商品につきましてもクーリングオフあるいは中途解約を対象に含めるというところで御提案をいたしておるというところでございます。

○大口委員　その平成五年とまた今の状況は変化があるわけでありまして、私が一番心配しておりますのは、前払い金の保全、こういう部分であります。確かに、自己責任ということで、財務諸表を事務所に備えつけさせる義務、閲覧、そして贈本をとらせるということ、それから、いつでも中途解約できますよ、無条件で解約できますよ、こういうことでありますが、こういう経済の非常に激しい動き、そういう状況の中で役務提供者の経営状態というのは変動もしておりますし、消費者にとつてなかなかとらえにくい。

こういうことがございまして、公明党の案では、二分の一、その保証委託契約を締結するというところで、二分の一にすれば保全しよう、こういう試みを提案として出したわけでありまして、これも、このことについては、やはり今後の状況を見て非常に不都合が出てきているという場合にはこれは検討しなきゃいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○岩田政府委員　前払い金の保全につきましては、産構造の消費経済部会においても大変時間をとった議論が行われたところでございまして、結論といたしましては、先ほど申し上げましたように、適当でないという結論に至っておりますわけでございます。

その理由を申し上げますれば、前受け金の保全措置制度の実効性というものを確保するためには、その措置を講じない者に対して最終的には営業を禁ずるといったような担保措置が必要であるというところでございまして、各種の立法例を見ましても、前受け金の保全措置が規定されているものというものは業規制が講じられているわけでございます。したがって、継続的な役務取引についても前受け金保全措置を講ずるということになれば、新たに業規制の導入が必要になるというこ

とでございます。

しかしながら、この業規制というものが大変、時代の議論というものもございまして、業規制そのものの持つある種のデメリットというものは御案内のとおりでございます。その意味で、行政コストの面から、あるいは事業者の自由な活動という面から、業規制は適当ではないというふうに考えるわけでございます。

さらにつけ加えて申し上げますれば、既存の制度で保全措置が講じられているような資金の性格の問題がございまして、これは大別をいたしますと、拠出金とか預託金とか手付金というような将来返還されるものあるいは返還される可能性のあるもの、あるいはもう一つのグループとしては、発生する可能性のある事故ですか、あるいは一定の支払いに備え置いた準備金とか積立金と言われているようなものでございます。

今回私どもの議論をいたしております、提供される役務の内容でございまして、その時期につきましてもおおむね確定をしているというふうなものは、性格を異にする部分があるということがございまして、その意味で、前払い金の性格が保全措置を法的に義務づける対象にはなじみにくいというふうな御議論を結論としていただいたわけでございます。そのようなことで今回の提案になつておるということを御理解いただきたいと思います。

○大口委員　次に、もうこれまでも質問がありましたが、要するに、今回は四業種を指定しているというところであります。そしてそれは、今までの苦情件数ですとか、あるいは自主ルールの実施状況ですとか、そういうことを勘案して四業種を選んだ。そしてまた、追加指定については機動的にやっていく。そのために、追加指定についてのガイドライン、これを示していきたい、こういうことなわけでありませう。

一つは、そのガイドラインについてももう少し具体的に答弁いただきたいということ、それからもう一つは、この訪販法で指定された場合、それ

は割賦販売法も同時に追加するかどうか、また違う場合があるのかどうか。私は、訪問販売法で中途解約が認められるということで抗弁が明確になるので、割賦販売法も同時に追加ということがあってもいいと思いますが、これについてお伺いします。

○岩田政府委員 政令で指定いたします具体的な継続的役割につきましては、本改正法の特定継続的役割の定め合致するものの中から、苦情相談の発生状況でございませうか、業界自主ルールの実効性でございませうか、あるいはトラブルの自身といったようなものを総合的に検討いたしましたうえで考えたい、こういうことが基本でございませう。

なお、これは法定をされていることでございませうけれども、政令指定とする、つまり役割の指定をするということにつきましては、消費経済審議会の諮問が義務づけられております。したがって私どももこれまで、他の商品のような場合もそうでございませうけれども、消費経済審議会でも客観的な立場から御審議をいただき、そこでもまた、その苦情相談の実態等々を踏まえて御検討をいただき、その上で政令指定という運びにさせていただきたい、ということでございます。

一方で、機動的な対応が必要でございませうので、私どもでもできる限り世の中のトラブルの状況については注視をし、他方でまた恣意的な指定というところでもまずうございませうので、消費経済審議会の御議論も踏まえて対応をしたい、こう考えております。

割賦販売法につきましては、当面、訪問販売法において指定する役割を対象として指定する予定でございませう。追加指定につきましては、これも法定されていることでございませうが、割賦販売審議会の御審議を経ることになっておりますので、これも審議会におきまして同様に、苦情相談等々の実態、トラブルの実態を踏まえましてお諮りしたい、このように考えております。

○大口委員 機動的にやっていた方がいいわけですが、本当に行政は今遅いんですね、法の

改正もこれだけ遅かったわけですが、これもこれについては、文字どおりきちんとやっていたきたい、そう思うわけでございます。

次に、訪問法の十七条の三に、契約締結までに交付される書面、これは契約の概要。それから、契約締結時に交付される書面、これは二項、三項書面ですね。この、までの書面というのは二項、三項書面。この記載内容のうち、省令にゆだねられている事項について、要するに十七条の三の七号であります、この省令事項について具体的に述べていたいただきたいと思ひます。

○岩田政府委員 御指摘のとおり、書面交付につきましては、契約締結前と契約締結時と二つあるわけでございます。

まず、契約締結までに交付される書面につきましては、契約の相手方に必要な情報を事前に開示させることによりまして、消費者に適正な選択を可能にさせるということのための情報開示でございませう。記載内容のうち、御質問の通産省令で定める事項といたしましては、事業者の名称、提供される役割の内容、役割の対価、提供期間といった契約の基本的な事項を盛り込むことを現時点で想定いたしております。

また、契約締結時に交付される書面につきましては、これは、その趣旨は、後日のトラブルを防止する観点から書面交付を義務づけるものでございませう。通産省令で定める事項といたしましては、役割の提供の時間数などの内容並びに事業者の名称、契約担当者の氏名、契約年月日といった契約の基本的な事項のほか、前受け金の保全措置の有無、現金以外の方法による役割の対価の支払いに關します抗弁権の接続の有無及び入学金あるいは入会金と呼ばれるようなものの取り扱い、こういったものを書面交付義務の内容として盛り込むことを予定いたしております。

○大口委員 今回、クーリングオフの期間の起算点、これは書面の交付の日、こういうふうになっているわけですね。そうしますと、書面が交付さ

れなかった場合、その場合はこのクーリングオフの期間というのは始まるのかどうか。逆に言えば、書面が交付されなかった場合はいつでもクーリングオフできるのか。

それからもう一つは、書面は交付されたけれども、その書面自体が不備な書面の場合があるんですね。この不備な書面の交付というのは、クーリングオフの起算点となる書面の交付に当たるとか、これについてお伺いしたいと思ひます。

○岩田政府委員 訪問販売法十七条の三第二項あるいは三項の契約締結時の書面はクーリングオフ期間の起算点となるという御指摘、そのとおりでございます。これが交付されなかった場合でございませうが、クーリングオフ期間は進行しないというふうな考えです。消費者はいつでもクーリングオフを行使できるということと考えております。

一方、重要な記載事項に漏れがある等々の不備があった場合でございませうが、その程度にもよりますけれども、法律の要件を満たす書面の交付がなかったものとして、書面交付が全くなされたなかった場合と同様に取扱いすべき場合があるというふうな考えております。

いずれにいたしましても、記載の不備の程度といたような個別事情による判断が必要となることもございませう。事実上判断せざるを得ないという点があるわけでございますが、かつ、これらの点につきましては裁判においてもいろいろと争いのあるようなところというふうにも聞いておりますので、私ども、そうしたもうもの情報報をさらに収集いたしまして、解釈基準といううなものを、有識者の意見も踏まえまして、この法律の解説書等のような形で世の中に明らかにしていきたい、そのように考えておるところでございます。

○大口委員 そこで、重要な不備ということに当たるとかというのとは非常に重大なこととして、消費者にとつてみれば、クーリングオフが進行するかしないか、こういうことですので、きちっとこれはこういう委員会の審議のときにある

程度の方向性を出していただきたい、こう思うわけです。

そういう点で、例えば前払い金の保全措置の有無とかその内容、こういうことについてどうなのか、入会金とか入学金の取り扱いについて、あるいは抗弁権の接続、これは非常に重要な事項だと思ひます。こういうものについて書かれていない、こういうものは明らかに重要な不備がある、私はこう思うわけですね。そして、こういう場合はクーリングオフは進行しない、こういうふうな考えますが、いかがでございませうか。

○岩田政府委員 私どもの承知する限り、裁判において争点になっているような項目も含まれております。先生の御指摘の点、重要な点であることは私どもも認識いたしますが、同時に、私ども、この点について、解釈基準につきましては、ただいまも御答弁申し上げましたように解説書等々で明らかにしてまいりたいと思ひますけれども、もう少し周辺の議論について勉強をさせていただきます。いろいろ争いになっている点について、今ここで即座に私どもが何かを申すということについては、あるいは影響はないかもしれせんけれども、あるいは影響があるかもしれないという感じもいたしますので、法律が成立をいたしました後に、もう少し慎重な勉強をさせていただきます。このように考えます。

○大口委員 ちょっと本当に信じがたい答弁ですね、今の答弁は。これは当然、クーリングオフが進行するかしないかということで、一番重要な論点です。このことについてどれだけきちっと考えているんですか。これは、裁判云々ということとか、事例の研究とかそういうことも当然やっているわけですね、この法案のクーリングオフが進行するかしないかということは極めて重要なことで、そのことについて、細かいことを言っているわけじゃないんです、私は。その大もとです。よ。

しかも、今回の前払い金の問題ですとか入学金

とかあるいは抗弁権の接続というのは、一番トラブルのもとになるところであって、これについてきちっとしないとクーリングオフは進行しませんよと言ふことによって、さらに記載を徹底させる、こういう意味があるわけですから、ちょっと今の答弁じゃ納得できないですね。

○岩田政府委員 先生の御指摘、極めて重要な御指摘と存じます。よく頭に置きまして、今後の検討、解釈基準等々を示すときに参考にさせていただきますたいと存じます。

○大口委員 もうこれ以上議論をしてもあれです、しっかりとそういう点を明確にしてやっていただきたいと思ひます。

次に、十七条の十で今回新たに導入された中途解約の場合の損害賠償額の制限について、これも水準を政令で定めることになっておる。この損害賠償額の制限ということについては、いろいろと各業界の自主ルールというものがあつた。業界の自主ルールを見てもみますと、それぞれの業界によって業態は異なるわけですから、差があることは当然だといひましても、中にちょっと問題だなという部分もございませう。

今回、賠償額の制限について、こういう自主ルール等も参考に決めておられると思ひますが、水準の定め方ですね、どういふような定め方にして考えるのか、これが一つ。

それから、やむを得ない事情に基づく場合と、まさしくそういうやむを得ない事情に基づく場合、こういう場合について、分けて政令で定めるといふことも考えられるわけですが、そのあたりについて、先ほどの答弁ですとやむを得ない事情というのとはなかなか確定しづらい、こういう話もございませうが、自主ルールにおきましては、やむを得ない事情の場合とやむを得ない事情がない場合と分けて自主ルールが決められておることもございませう。この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○岩田政府委員 中途解約の場合の損害賠償について、制限を設けておるわけでございます。政令

で定めることにいたしてございまして、今後、業界の自主ルールとか契約の実態、既存の立法例などを参考にしながら、一方において取引の安定性の確保、一方において消費者保護、こういうものに配慮をしながら消費経済審議会にお諮りをするということでございます。

御指摘のように、業界の自主ルールの中にもいろいろございませう。例えばエステティックサロンにつきましても、前払い残額の一例あるいは二万円のどちらか低い方とか、学習塾でございますと一カ月の授業料と申しますか、そういうものというふうな上限が定められておる、今後は具体的に詰めていただきたい、このように考えております。

それから、やむを得ざる事由のことでございますが、私も、先ほど既に先生から御指摘ございましたように、やむを得ざる事由の線引きがなかなか難しいございませう。今回は損害賠償の制限につきましても、基本的には、やむを得ざる事由なのか、そうでないのかという仕分けをしないということにいたしておるわけでございますが、同時に、御案内のとおり自主ルールというのが既に業界には存在をいたしておりまして、やむを得ない事由がある場合にはお金を取らないとか、そういうルールがあることは御案内のとおりでございます。

その意味で、そうしたものににつきましては、法律の十七条の三の二項及び三項の、その他省令で定める事項の中で、やむを得ない事由がある場合にどうするということをや業界としてあるいは事業者として持っている場合には、これをあらかじめ、あるいは契約締結時に、事業者が開示をするということの開示内容として省令に盛り込みたい、こんなふうなことを考えております。

○大口委員 また、入会金、入学金等の扱いについても、既にそういう質問がございました。入会金、入学金等の性格によって取り扱いを異にする、こういうことであります。これについては、

その取り扱いについて、契約締結時の書面で明らかにします、こういうことでございませう。これは質問はいたしません。しかしながら、ある意味では、損害賠償額の制限というものをせつかく定めながら、入学金あるいは入会金等の取り扱いによって脱法行為となる可能性もあるということでありませう、やはりきちっとこれは監視をしていかなければいけない、そういうふうな思ひでおるわけでございます。

いずれにしても、被害を受けた方で裁判まで持っていく人は余りないわけであつて、事実上、泣き寝入りといひませう、そういうことになつてしまふ場合もあるわけですから、これについてはしっかりと、脱法行為にならないようにやるべきである、こういうふうな思ひしております。

では、それについて答弁をお願いいたします。

○岩田政府委員 入学金あるいは入会金をめぐります一般論点につきましては、既に先生の方から御指摘でございます。なお、その脱法行為等々に關してございませうが、入学金あるいは入会金という名目で不当に高い金額が設定をされるというふうなケースを心配をしておく必要が私どももあるというふうなことを考えておまして、この点につきましても、適正な水準についての目安というものを示すことができないかというふうなことを考えております。

いずれにいたしましても、もろもろの重要な点について政令で指定をするために、消費経済審議会の御審議を今後いただく必要がある事項が幾つかございませう。この機会などを利用いたしまして、消費経済審議会でも入学金というものの目安といたふものについて御審議をいただき、こういうものを世の中一般に審議会の御意見としてお示しをいただくというふうなことにによりまして、社会における相場観とでも申しましませうか、そういうものの形成の一助にできれば、そういうふうなことを考えておると思ひます。

○大口委員 今回、規制はされませんでした、が、契約期間の長期化というのですか、契約期間が余

り長過ぎるとこれまたいろいろ問題があります、拘束しますから。そういうことですか、あるいは高額の前払い金を制限するとか、こういうようなことが今回の法律では規制はされてないわけでありませうけれども、これについては、自主的なルールということに対応していくというふうな聞いております。

今回の法律改正、これによって、自主ルールについて見直しをしなければいけないところが出てきています。そういうことで、法律というのはあくまで最小限度のことでありませう、実は、今回の法律改正に合わせて自主ルールが、消費者にプラスになつてきたものがマイナスになつてしまふ、後退してしまふというふうなことがあつてはいけないと思ひます。そういう点で、今回の法改正についての各業界の自主ルールの見直しについて、きちっとやはり見ていかなければいけないだらう、こういうふうな思ひをわけあります。

そういう点で、その自主ルールの、今回の法改正の精神といひませう、それにのつた形での見直しについてどう考えておられるか、お伺ひします。

○近藤(隆)政府委員 御指摘のとおり、法律の規制は事業者が守るべき必要最小限のルールでございまして、現在の自主ルールをベースにして規制しておるものでございませうけれども、したがいまして、まずはこの法律の趣旨を徹底するということとございませう。それで、さらなる消費者保護を図るためには、さらに業界により自主ルールといふものを一層活用していくことが極めて重要だということにつきましても、御指摘のとおりでございます。

現在指定を考へております継続的役務の四業種につきましても、平成六年におのおの業界団体を中心としまして自主ルールが策定されておりますけれども、今回の法律改正を踏まえまして、さらにこういう自主ルールの見直し、充実強化といったものを図り、さらにそれを普及するといひ

たことにしまして、私ども、業界に対しまして所要の指導をして、さらなる消費者保護につまましての業界の努力を涵養したいというふうに考えております。

○大口委員 ただ、実はエステについては一三%、あるいは外国語会話教室については三%、学習塾で八%、家庭教師派遣業については一〇%しか組織されていない、こういうことでありますので、自主ルールを徹底させるということでも、その組織率がこんなに低いわけですから、影響が及ばない、今回の改正の精神が及ばないという感じがいたします。

そういうことで、アウトサイダーに対して、取引の適正化のために通産省でどう取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

○近藤(隆)政府委員 御指摘のとおり、現在問題となっております業種につきましては、業界団体の組織率が非常に低いわけでございます。かつ、トラブルの多くは、自主ルールをつくっております団体には加入していない、御指摘のアウトサイダーによって行われているものが多いということも事実でございますので、こういったものを含めまして、全体としての取引の適正化が大変重要であるということは御指摘のとおりだと思っております。

今回の訪販法の改正は、もちろんアウトサイダーにも法規制の網がかかるわけでございます。したがって、いろいろな地域で幅広く説明会を行いたいと思っております。できるだけ周知を図りたいと思っておりますが、同時に、法律の周知をしながら、業界団体に対する組織化をさらに一層進展するように、業界ともどもいろいろ考えてまいりたいと思っております。

そういったことを通じまして、積極的にアウトサイダーも取り込みまして、全体として法律の趣旨あるいは規制の趣旨が十分徹底するようにということにつきまして努力してまいりたいというふうに考えております。

○大口委員 もう一つは、業界団体がやはり消費

者から信頼される、これが大事だと思います。厳格な自主ルールを決めてこうやってまじめにやっていますというところを、業界団体が努力を今もされておられると思いますが、さらにやっていく。そういう中で、消費者の方も、この団体に加入していただければ安心だなというふうなものが出てくれば、また組織率も上がるのではないかな、こう思うわけがあります。

そして、そういう場合、消費者が一目見てわかるような表示ということも、団体に加盟してこういう厳しい自主ルールを守ってまいります、こういうような表示ということも大事だと思います。現状はいかがでございますか。

○近藤(隆)政府委員 トラブル防止という観点から申しますと、消費者がなるべく自主ルールを採用している事業者を利用するということが必要であるというふうに考えております。おっしゃいますとおり、消費者がこういった事業者を選ぶ場合には、マークの活用など、消費者にとってわかりやすい形で情報提供されることが重要であるというふうに考えております。

こういった観点から、現在、エステティックでありますとか、あるいは外国語会話教室におきましては、登録証でありますとか、あるいはロゴマークといったものを店内とかパンフレット等に表示をいたしました。また学習塾におきましては、自主規制団体加盟業者であるということを示す表示をするといったことで、自主規制を守っている、あるいはそういった関係の団体に入っているということにしまして、必要な情報提供を現在行っておるところでございます。

こういったわかりやすい表示を事業者が行いますことにつきまして、通産省としても積極的に促進してまいりたいというふうに考えております。

○大口委員 やはり、これから消費者も自己責任ということをしつかりしていかなくちゃいけない。消費者は、きちっと情報を入手しなければ、例えばサービスについてきちっと評価ができないわけ

であります。そしてまた、専門的な判断ということも必要でありましょうから、評価ということについても、消費者の評価能力を高める、そういう必要もあると思います。そういうところが、悪質な業者、そしてまた低レベルのサービスというものを排除していくことからいまして、大事なことであると思います。

そういう点で、業界の自主ルールとともに、やはりサービスの提供事業者に対する評価、格付、こういうことをやっていくことは非常に大事だと思えます。S&Pとかムーディーズとかのよう、社債というふうなもの格付とか、国でもソブリン債の格付というふうな格付があります。あるいは、病院におきましてもやうと格付機関ができましたし、また私ども、マンションの管理会社の格付ということもこの前予算委員会でも提案しまして、建設省も一生懸命そのことについて今検討している、こういう状況でございます。

そういうことで、通産省におきましても平成九年度に、三菱総研にサービスに対する評価システムのあり方に関する調査を依頼して、その報告書が昨年の三月に出たわけですね。そこに、評価の七原則、情報公開の原則、情報アクセスの容易性の原則、評価者の公平性の原則、評価基準の客観性の原則、評価プロセス、結果の透明性の原則、評価の市場性の原則、評価の国際性の原則、この七つの原則を挙げておるわけがあります。

そういう点で、この四業種を含めて、こういうサービスに対して、中立的な第三者あるいは消費者団体とかNPOとか、そういうところがサービス提供事業者を評価して格付をする、こういうことをやはり大いに推進していかなくちゃいけない、こう思うわけがあります。

財団法人日本消費者協会においては、市場から買っている商品についてテストをして結果を公表しているということもございまして、これはなかなか大変な仕事ではあります。こういうことをどんどん進めていくことが消費者の評価能力を高め、そしてある意味では健全なサービスが提

供される、こういうように私は思っておるわけでございますが、この点についていかがでございますか。

○近藤(隆)政府委員 消費者が適切なサービスの提供事業者を選択するために、おっしゃいましたように、消費者団体とかあるいは関係のNPOなど、中立的な第三者がサービス提供事業者を評価するということは大変重要だというふうに考えております。こういった評価の仕組みを構築するといったことにより、サービス産業の健全な発展、あるいは消費者の利便に大きく貢献するものと考えておるわけでございます。

今御指摘ありましたように、通産省におきましても、昨年度委託研究をしまして、サービス評価のシステムにつきまして、そのあり方、原則あるいは項目につきましての勉強を始めておりまして、今年度はその一環として、その成果を踏まえまして、具体的なサービス事業者に対しては評価情報を広く消費者に提供するためのサービス評価ホームページの開設といったことの施策を講じておる次第でございます。こういったことを通じまして、サービス事業者が適切なサービス評価をできるような環境整備をしたいというふうに考えておるわけでございます。

今後とも、このような消費者ニーズに見合いました公正かつ有益な評価システムが社会に根づきますように、必要な施策を実施してまいりたいというふうに考えております。

○大口委員 そしてまた、各行政機関で、消費者センターとか国民生活センターとか、いろいろなところで苦情の相談が来ているわけですね。こういう苦情相談を効果的に円滑に進めるために、消費者団体相互、あるいは消費者団体と行政の連携、そして情報提供、情報交換を積極的にやっていくことが重要であろうと思えます。このあたりについて、どうなっておりますか。

○岩田政府委員 御指摘の点は大変重要な点であるというふうに考えておまして、今回のこの法

○岩田政府委員 指定法人につきましては、御案内のとおり、訪販法の申し出制度の活用あるいはその円滑な処理ということのために、申し出をしようとする者への助言でございますとか、寄せら

義は、不特定の販売業者等ではなくて、ある特定の販売業者等からの指定商品の購入などを条件とした信用供与契約が締結されまして、その信用供与者から販売業者等にその代金相当額が交付され

り一人紹介したれば幾らというようなこと、とところが最近、夏と冬のボーナス払い二回、いうものが実態として存在する、あるいは、そういう場合もあるわけだけれども、夏と冬のボーナス、事業者、信用供与者の間の三者間取引が三回ボーナス払いということで役務の提供契約を継続して行われているかいないかというよう結ぶ、ところがその提供者が倒産した、こういう状況というものは、こうした密接な牽連関係と場合には抗弁権の接続がないわけであって、この三回というものを判断する上で重要な要素だということ、二回なのか三回なのかということ、二回というこ

とで抗弁権の接続がされないということにもなっています。

そういう点で、この指定制あるいは回数数の三回以上、こういうことでもって抗弁権接続を狭めるということとは果たしていいのか。すべての商品とかサービス、権利について、また割賦方式か非割賦方式かを問わないで、販売業者やサービス提供者にクレームを理由とした支払い停止の抗弁を認めるべきだ、こういう考えもあるわけでありすが、この点についていかがでございますか。

○岩田政府委員 御指摘の点は、割賦販売法のそもその制定以来の御議論にもさかのぼる点が含まれているというふうに考えますが、割賦販売法では、既に御指摘の点でもございしますが、損害賠償額の制限でございしますとか抗弁権の接続といった、いわば民法の特例としてもかなり思い切った特例措置が講じられ、それが、逆に言いますとまさに規制の内容ということになっておるわけでございます。

その意味で、やはり私ども、トラブルの実態とかあるいはその特徴というものに応じた規制内容というところで、従来、指定商品制をとり、そしてまたトラブルの実態に照らして三回というふうな形の定義が置かれてきたというふうにご覧いただければ、基本的には、私人による経済活動への規制というものは最小限にしながら、トラブルの対応に際してそれに対して対応するという考え方がその基礎としてあるものと考えておるわけでございます。

もちろん、これは先生には釈迦に説法でございますけれども、この割賦法が裁判における判断を規制するものではございませんので、個別の事案に応じて、裁判におきまして抗弁権の接続規定が類推適用されるというような事案の解決が図られるということとは、当然のことながらあり得るものだというふうにご覧いただいております。

○大口委員 裁判では、法理論としてそういう抗弁権の接続が認められる場合があるかと思っておりますが、二回なのか三回なのかというふうな

とで適用がされる、されないというのはどうなのか。昔は夏のボーナス払いというののもなかったわけですが、今は結構そういうことがあるわけですね。ボーナスという制度自体がどうなるか、これからさらに先はわかりませんが、その時代時代に合わせた検討はしていくべきじゃないか、私はこう思っております。

そのほか、販売信用業務というものが今我々が議論しているところでありまして、こういう販売信用業務に消費者金融の業者も入ってきております。あるいは銀行も入ってまいります。いろいろなところから、貸金業の規制等に関する法律や割賦販売法というところもひっくるめて、統一消費者信用法というものを考えるべきじゃないか、こういう考えもあるわけですが、これについてどうお考えですか。

○与謝野国務大臣 実は、我々ここで議論しておりますすべてのことは、いわば民法という基本法の派生的な法律を議論しているわけでございます。

今のお話は、民法の中にあります消費貸借契約の類型を全体として一つの法律でさらにきめ細かくやったらどうかというお話です。それができれば望ましいことだろうと思いますが、先般、この委員会でも議論されました消費者契約法というの、半ば一般法として消費者が行う契約を規制しようという考え方、また、今の信用に関する消費者の法律も、一般法としてお考えになっておられるんではないかと思っております。

ただ、金融関係あるいはお金の貸し借りに関しましては、実はたくさん法律があつて、きめ細かいいろいろな制度が用意されております。例えば利息制限法という法律もそうでございますし、また、その他いろいろございます。したがって、統一的な法律というものが可能かどうかという問題がございます。これは当然、識者の間で、また学者の方もいろいろ研究されると思っておりますが、そういうものの必要性も一般論としてはある

と思っておりますが、果たしてそういう法体系が可能かどうかという問題が一方ではあるわけでございます。

しかしながら、一方では消費者を保護するということを我々は考えていかなければならないわけであつて、消費者の自己責任原則に属する部分、あるいは自己責任といつてもそれはやはり法律で消費者の立場を守るという部分、こういうものもあるわけでございます。消費者の保護ということでは政治が考えていかなければならないことだろうと思っております。それが直ちに一般法としての、そういう法律に結びつくかどうかということとは、もう少し考えなければならぬことだろうと思っております。

○大口委員 次に、訪販法の次の課題というものが、やはり電子商取引の問題だろうと思っております。同僚の委員からもそれに関する質問もございました。

その中で、指定制ということもあつて、ネット上を通じて取引されるデジタルコンテンツについて訪販法の規制の対象になっていないわけですね。やはり、ネット上の取引について、このデジタルコンテンツというものを早急に追加して入れるべきであろう、私はこういうふうに思っております。これについて伺います。

○岩田政府委員 デジタルコンテンツ、定義にもよりますが、コンピュータプログラムのようなデジタルコンテンツを磁気記録媒体などに記録をいたしまして、これを取引するというのであれば、このような取引は訪問販売法の適用を受けるということになるわけでございます。

また、いわゆるデジタルコンテンツそのものにつきまして、これを商品ととらえるかサービスととらえるかという議論がございます。そういうような点も含めて国際的な議論が進められていくところでございます。私ども、こうした国際的な検討状況も踏まえまして対処をしていく必要があるというふうに考えております。とりわけ、この種のものは国際取引がまさにこれからますます

す拡大をしていくものでございますので、国際的に調和をしたルールのもとでということ、問題意識としては先生御指摘の点も十分に持っているつもりでございますけれども、こうした議論を真剣に取り組んでいきたい。

また、この点は今回の産権審議会の議論でも宿題であるというふうにご指摘をいただいておりますので、ございしますので、今後積極的に取り組んでいきたいというふうにご覧いただいております。

○大口委員 電子商取引についてはいろいろ諸課題がありますが、早急にこれは詰めていかなきゃいけないと思っております。

それとともに、OECDでも議論をしておりますし、またWTOにおいても、電子商取引は関税をかけないということにおいてはいろいろコンセンサスを得ているようでありまして、こういうことは日本がWTOにおいても電子商取引に関する諸課題についてもほとんど意見を出して、世界をリードしていく、それぐらいの思いであつていただきたいと思います。これは大臣、いかがでございますか。

○与謝野国務大臣 電子商取引というのは、既にカナダのオタワで、私どもの保坂政務次官も出席をいたしました国際会議を開いております。もちろん郵政大臣もこれに御出席されております。

今問題になっております電子商取引というのは、大きな金融機関同士とか、あるいは大きな会社同士の電子商取引ということもございしますし、また、消費者がいろいろな物品あるいはサービスを購入するという電子商取引もございします。

これは非常に、本人確認ということもございまして、いろいろな暗号技術を駆使したり、取引の信頼性とか安定性を確保するとかという技術分野の問題と、インターネットで取引をしますと国境を越えてまいりますから、紛争が起きた場合にはどうするとか、もちろん、実は法務省、通産省あるいは郵政省、いろいろな役所にまたがった問題でございます。

今非常に研究が進んでおりますし、また日本だ

けでやっても成り立たない話で、国際的な広がりを持った制度の中で、インターネットを通じて確実な、安定性のある、信頼性のある取引が行われる、そのためには一体どういう技術が必要で、どういう共通の法制度が必要かということを研究しております。これからますます、書面による契約というよりは、むしろそういうインターネット上の取引によって契約が成立するということがどんどん多くなると思いますので、この制度は精緻なものが必要になってくると思えます。

もちろん、今議論しておりますのは消費者が契約した場合どうなるのかということですが、これも国内法の整備とともに国際的に整合性のある制度を構築していくという努力を我々やっいていかなければならないというふうに思っております。まして、先生方のお知恵もおかりしながら、こういう制度の構築のためにさらに努力をしてまいりたいと思っております。

○大口委員 次に、不正競争防止法について、今回、不正競争防止法の形態として、例えばアクセス管理技術あるいはコピー管理技術というものを無効化するようなものについて規制することは正しい、こういうふうなふうに思っております。そういう状況の中で、コンテンツ産業の市場規模、これは二兆円とも言われていますし、どんどんこれが増大していく、相当な規模にますますなっていく、こういうふうなふうに考えます。

それに対して、途上国において海賊版対策というところに我が国がどのような手を打ってきているのかをお伺いしたいと思います。簡単に結構です。

○江崎政府委員 御指摘の途上国の海賊版対策でございますけれども、基本的には、そういった途上国において知的財産制度をきちっと整備していただく、それを適切に運用していただくということかと思えます。

まず、制度の整備の問題でございますけれども、これは、世界的な所有権機構ですか世界貿易機構、こういうところで成立をしております幾

つかの協定があるわけでございますが、この実施に向けてまして、アジアの地域の途上国におかれましてはそれぞれ国内の整備が進められているというところでございまして、こうした国際機関もそうした国での制度の整備を奨励しているという状況でございます。

それから、先ほど申し上げました制度の運用ということとはこれまで非常に重要でございしますが、この問題にしまして、我が国としては、APECですとかWIPPOですとかあるいは二国間の協力などの場を通じて、アジアにおける人材の育成、こういうことに積極的に協力をしております。研修ですとか専門家の派遣、こういったことを地道に続けているという状況でございします。

それから、もう一つつけ加えますと、アジアでつくられた海賊版、これを日本に輸入するというようなことにつきまして、もしこれが著作権ですとかそういう法に違反するようなものであれば、これは行政措置として税関がそれを没収するあるいは廃棄させるということが可能でございします。

○大口委員 最後に、電子商取引のこととも関係してきますが、インターネットを通じて不正なプログラムが例えば外国だとあるのはアジアから提供されてくる、こういう場合にこの不正競争防止法の適用の問題があるわけですね。その点についてお伺いします。

○江崎政府委員 お尋ねの点ですけれども、大体多くの場合は、日本に居住している者が日本から外国にあるコンピュータに不正なプログラムを搭載したしまして、それを日本のユーザーといいますが、その提供を受ける人がインターネットなどを通じて自分のコンピュータに受け取る、こういうケースが一般的といえますか、多いんだらうかと思えます。

こういう場合には、まず、その不正なプログラムを外国のコンピュータに搭載するという行為は日本で行われているわけでございしますので、日本の裁判所に対して、そのアップロードを差

しとめるという請求を求める訴訟を提起することは可能だというふうに思えます。それで、裁判所で差し止め請求の判決が得られた場合には、日本の民事執行手続ののっとりまして執行することができるといふことでございします。したがって、こういうケースがほとんどでございしますので、多くの場合は、我が国の、今回お願いしております不正競争防止法で対応できるという状況でございします。

ただ、外国に居住している者が全く日本とは関係なくコンピュータに搭載して、それをインターネットで日本のユーザーに送る、こういうケースですと、損害が日本で発生をしていますが、その事業者が裁判所に差し止め請求の訴訟を提起することができまして、また判決も得ることとができると思いますが、ただ、その判決の執行という点になりますと、それは当該国でしか対応できませんので、それぞれの国の司法制度によるというところでございまして、これについては一般的な国際的な取り組みがございせんので、国によって事情が異なるということかと思えます。

○大口委員 ではこれで終わります。ありがとうございます。

○古賀委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

本日の訪問販売法、割賦販売法一部改正案などの審議に当たって、私は、やはり消費者団体などの意見を国会として聴取する参考人質疑の時間をとることなどが重要だというふうに考えてまいりました。日本共産党としてはそのことを提起してまいりました。本来、時間をかけて議論できるはずのものなんです。しかし、何か急にきいてこられたという形で、十分そういうことができないようになってしまった。こういう点では、政府としてこういうやり方というのはいいやり方じゃないかと思うんです。

やはり、こういうものは国会としても十分時間をかけてやれるように、政府として、法案の提出の時期とか、十分な時間がとれるようにするべき

だということをまず最初に申し上げておいて、質問に入っていきたいというふうに思っています。

今回の訪問販売法の改正というのは、エステ被害や英会話学校の倒産による多数の被害者の発生に対して、消費者保護の立場で行うものであります。消費者被害というのは新商法が生まれてくるたびにふえてきているというのが実情じゃないかと思うんです。まずその点、実態を最初に伺っておきたいと思います。

○岩田政府委員 新しい商品あるいは新しい取引形態というふうなものが生まれているということも、消費者トラブルの発生の要因の一つになっているというところではないかというふうに思っています。

○吉井委員 東京都の消費生活総合センターのデータを見ますと、センターへの相談件数というのは、七四年のちょうど石油パニック関連の悪徳商法のときに一つのピークがありますね、一万六千四百七十七件。これが一度減りまして、一九七八年のころにいわば相談件数の谷底の状況を迎えて、それからまた八六年のピークというものは、商品相場とか金商法、ちょうど当時豊田商事の問題なんかが起こったあたりでああいう時期ですが、このときに二万八千五百八十三件と、うんと相談件数がふえています。そして、九〇年に一度谷底の減った時期があるんですが、また九四年、五年、六年、七年には、電話勧誘や継続的役務、あるいは悪質通販であるとかこういうものが次々と出てきて、新しいピークを迎えています。

ですから、悪徳業者は、あるいは悪徳商法のやり方というのは、本当にモグラたたきのモグラのような状況で来たときと見ることができるといふふうに思っています。

これに対して政府の方は、最近の継続的役務の問題などについて、九四年から、自主ルールで消費者被害を起こさないようにやらせていく、こういうやり方をとってきたわけですが、その結果がだめだったということが今示されているわけですから、だから今回、継続的役務四業種について指定するということにしているわけですが、もともと

この自主ルール策定団体への加盟率というのは、先ほども少し出ていたわけですが、エステで一三・一％、外国語会話教室一・二％、学習塾三・四％、家庭教師派遣で一〇・〇％と非常に低くて、しかも問題を起こした業者の多くは加盟していない。

ですから、業者の自主ルールに期待をしてもこういう問題はなくならないということが既に明らかになったというのが消費者被害の実態ではないかと思うんですが、この点はこういうふうに考えていらいしょうか。

○岩田政府委員 こころ五、六年の通産省の取り組みにつきましては御指摘のとおりでございます。自主ルールで対応することにしたわけでございますが、私も今回法律をお願いするに当たりまして、その間の経緯についてもいろいろと勉強をいたしましたけれども、御指摘のように、結論としていえば、自主ルールによってこの分野の問題に対応するのは困難であるということでございます。

ただ、自主ルールであれば、それでは数年前には完全に対応できると思っていたかどうかわかりませんが、実はこれは継続的業務というような業種の特徴、そこにおけるトラブルの特徴、実態、そういうものに照らしますと、実はむしろ中途解約権というようなものの設定がどうできるかという法律論もあつたというふうな考えをお持ちで、いずれにいたしましても、今度そういう特例のルールを設定することについて各方面の御理解が得られたということで、今回御提案に至ったということでございます。

○吉井委員 私はさっきも申しましたように、この間の問題というのは、これは本当に新しい商法で、出てくるたびに問題が起つて、起つてくるとそれをいわばモグラたたきのたたく。減るわけですが、なかなか相手も知恵を使ってくる。それから、また新しい商法をひねり出してくる。そういうことで、モグラたたきをどんどんやりながら、新しいモグラが次々と出てくる、こういう状況

況を繰り返してきている面があるわけです。

ですから、継続的業務についても、四業種に限らないで、結婚相談であるとか各種カルチャーの問題もあれば、パソコン、ワープロ被害なども随分あるわけですね。特に、例えば、パソコンをずっと講習を受ければ資格が得られて、家におつても仕事ができますよというおいしい話までぶら下げて、パソコン本体とも丸ごと買わせるような商法とか、さまざまなやり方というのは現にまだあるわけです。

ですから、こういう点では私は、四業種だけに限った話じゃないということ、当然そこはつかんでいらいしやると思うんですが、被害が多発して社会問題化してようやく追加指定するという後追いのなやり方じゃだめだと思ふんです。今の答弁を聞いておりますと、まだ相変わらずモグラたたきの域を出ていないような印象を受けますが、では、今回の問題については、四業種にとどまらないで、差し当たり被害発生の実情に合わせて速やかに指定業務を次々とふやしていって対応するんだ、こういうことは進めていかれますか。

○岩田政府委員 対象の指定業務につきましては、累次御答弁させていただいておりますように、当面四業種というものが念頭にあるわけでございますが、トラブルの実態等々については、今幾つか例を挙げられましたものは私どもの関心を持っています。業種でもございまして、それらのものについてはさらにもろもろの実態の把握について努力をして、また注視をいたしまして、機動的な対応をしていくという方針でございます。

○吉井委員 これらも、もともと業界の自主ルール策定団体というふうなものもそういう分野はほとんどないわけだし、もともとあつても入っていないわけですから、本当に、自主的に何かルールをつくってこれらとところが消費者被害を出さないようにするということとはまず期待できないわけですから、今調査してということですが、これは被害の相談も随分多い分野ですから、速やかに指定をして対処していくということをやってもらいたいと思ひます。

次に、政府は消費者にも契約者としての自己責任原則を求めるといふお考えですが、消費者に理解できるように情報が公開され、必要な説明が行われるということが極めてまれであるのが実情であることは、これは全国の消費生活センターなどへの苦情相談の内容を見ても明白です。業者の方では、商品や業務についての情報力という点でも、組織的交渉力という点でも、消費者より圧倒的優位に立っているわけですから、そのもとで、個別分野ごとのモグラたたきの、対処療法的なやり方だけでは解決しないということが、この間の本当に教訓じゃないかと思うんです。

ですから、業者と消費者の契約に当たって、情報の公開などで対等の関係を確保することや、不実の告知や威迫的言動で消費者が不利な状況に追い込まれても消費者が救済され、悪徳業者の入り込む空間をなくすという法制度をつくっていくということが、今本当に重要なことになってきておると思うんですが、この点についても伺っておきたいと思ふんです。

○岩田政府委員 先生の御指摘の点は、まさに訪販法制定以来の御議論でございます。指定商品制は問題ではないかという御議論につながる御議論かというふうな拝聴いたしました。私も、法律の制定時以来御説明申し上げておりますのは、特に訪問販売法という法律を頭に描いたときに、かなり民商法の特例、大胆な特例というふうなものを設け、それによって、逆に言えば産業界に対して規制がかかるということでございます。

かつまた、その内容というのは、それぞれの分野におきますトラブルの広がり、実態、深さ、そういうようなものの特徴というものをつかまえて、それにピンポイントで対応できるようにすることで、もろもろの一般的な法理の特例を設けて対応したところのなかでございまして、その意味では、法規制の内容もかなり厳しいという意味において、その内容が範囲として最小限にとどめられ

るということが一方において必要なだろうというふうな考えております。

したがって、私も今回、継続的業務というもののなかにある種の特徴のあるトラブルが発生するということもございまして、さらにその中で、もろもろの実態の中で放置できないものを指定業務として指定して対応したい、このように考えておるということでございます。

○吉井委員 今問題になっております継続的業務の問題についても、エステとか外国語会話教室など実際に生じてきている問題に対して、それを指定して、今おっしゃったピンポイント攻撃でそこを解決していく、そういう仕掛けでやっていくわけですが、同時に、最近の議論として、規制緩和をどんどんやるのがよし、いわば規制緩和万能といえますが、そういう主張の中で展開される規制という問題だけじゃないに、近代的な契約社会を構成するのに必要なルールという点、私はこの点は非常に大事な点だと思ふんです。

そういう点では、ピンポイントでやる特別悪質なものに対する対応ということとともに、近代的な契約社会のルールをつくることによって、消費者保護というだけにとどまらないで、市民社会にどういった安全な装置を設けていくか、当然のルールをつくっていくか、そのところが今大事になってきているんじゃないかというふうに思ふわけです。

国民生活審議会消費者政策部会は、報告で、ニュービジネスや次々登場する新商品や業務に関して、消費者契約の適正化のために、民事ルールの整備という点から消費者契約法の考え方が必要だとして、具体的な民事ルールを規定する消費者契約法をできる限り速やかに制定すべきであるとしておりますが、この点については、まず、経企庁の方は今このことについてどういう準備を進めていらいしやるか、その準備の状況について初めて伺っておきたいというふうに思ひます。

○金子政府委員 お答えいたします。先生御指摘の国民生活審議会消費者政策部会が

ら御報告いただきまして、その中では、消費者契約法のできるだけ速やかな制定をすべきという御提言をいただいたわけですが、ただ、その御提言の中に、まだかなり詰めるべき点もあるということと同時に御指摘いただいております。その詰める方向としては、やはり業種の特性あるいはトラブルの実態を踏まえてこういうことを詰めていく必要があるだろうという御指摘をいただいたわけですが、

したがって、私も、この詰めるべき点を、現在、業種の特性あるいはトラブルの実態、そういうものを十分に踏まえ、かつ、関係の方々とお話し合いも通じながら一層詰めまして、なるべく早く法制化ができるように努力している状況であります。

○吉井委員 要するに、基本的な近代社会、契約社会のルールと同時に、特に悪質なものについてのピンポイント的なやり方とを重層的に組み合わせていく、それが恐らく経企庁にしても通産省にしてもお考えのところだろうというふうに思うわけですが、

この点で、民法では瑕疵担保責任などを定めているとしても、消費者の不利の救済には長期にわたる裁判が継続されることになり、消費者の側には商品や役務についての情報は不足しておいて、組織的対応力の面でも個人としての消費者が不利な状況に置かれていくというの事実です。これは全国の消費生活センターなどのデータによってもそうですし、だからこそ、国生審消費者政策部会報告では、消費者利益の確保に資する民事ルールを整備する必要があるとして、消費者契約法の制定を求めているわけでありまして、

私は、この点では、次期国会までには、きちんと時間をかけて消費者の不利を生じない契約ルールを法律として準備する。つまり、モグラたたきの個別法だけじゃなくて、近代的な契約社会のルールについてもこういう報告にありますような法律を準備するという点で、政府としてその立場で取り組んでいかれることだろうと思っております。

が、この点では、内閣の考え方というのを大臣の方から伺っておきたいと思っております。

○与謝野國務大臣 基本的には規制緩和の世の中でございますから、物を売る方と消費者の間の契約というのは対等の契約であって、民法の一般原則が適用されるということが基本だろうと私は思います。ただ、不動産取引あるいは割賦販売あるいは訪問販売等につきまして、数々のトラブルがあつて、個別法でそれに対応してきたわけでございます。

法律行為というのは、口頭であろうが、書面であろうが、それは自由でございますから、口頭で契約が成立しているという場合も我々の日常生活の中でたくさんあるわけでございます。例えば、野菜が欲しいといって八百屋さんに行つて、野菜を注文して代金を払うというのは、これは書面を交換してありません。おりませんが、法律的に見れば、これは消費者が物品を購入しているという契約が成立して、物品が渡され、代金が支払われたということでございます。

したがって、我々が取り扱っておりますのは非常に特別なケースを個々の法律で取り扱っております。果たして消費者契約法というものが消費者保護の立場に立つて一般法として成立させることができるのかというところは、法律を少しかじった者としては疑問なしとは言えないと思うわけでございます。消費者が契約したことに対して一般的な保護を与えるというような法律というものが果たして可能かどうか、そういう法技術的な問題が実はあつて、もちろん消費者を保護するための法律をつくりたいという意気込みは多々ございますけれども、法技術的なものをたくさん私は含んでいるのではないかと感じております。

しかしながら、消費者が何も知らないで契約をしてしまった、それから、先生が後段で言われました、当然、不当な契約というのは契約を解除できますし、また、錯誤による法律行為も取り消しができるという民法の原則はございますけれども、払ったお金を返してくれといったときに、

一々裁判所に行つて訴を提起して、莫大な訴訟費用をかけて取り戻すというのは、消費者の利益でもありませんし、日常の生活の中でもなかなかできないことでございますから、そういう意味では、今回のいろいろな法律の中にも取り戻しがきく規定が幾つもあるわけでございます。

それから、例えば宅建業法の中には、不動産を売るときに相手方に知らせなければならぬ項目がたくさん書いてあります。これは、昔々、不動産の広告で、駅より十二分といつて、不動産を買つたら、駅より遠くだった。文句を言つたら、これは駅からジュウニ分と読むのじゃなくて、駅からジュウニ分と読むんだというように、もう笑い話にもならないような話がありまして、そういう意味では、契約するときには相手に知らせておくのか、あるいは契約の方法も、こういう場合には書面の交付をしなければならぬ、それから契約の約款もきちんと、わかりやすく、こういう項目を含んでいなければならない、クーリングオフというのは法律行為をこういうケースでは取り消すことができるのか、いろいろな具体的なところがある法律に書いてあります。

それから、お金を借りる場合にも、民法の原則でいけば金利は幾ら取つてもいいことになっておりますけれども、利息制限法というものがあつて、契約内容自体に一定の制限を加えている。そういうのもう一つの法律で今まで我々は工夫をしてまいりました。

そういうものが、果たして消費者契約法という一般的な法律に書きかえることができるのかといえ、私の直観では非常に難しい作業になるのではないかと感じております。ただ、努力をされていく方がおられますので、その努力の成果を見守っていかなければならないと思っております。

○吉井委員 八百屋さんの取引のような、これはいわば一般社会の常識的な暮らしの中の分野と、まさに今出てきているものと少し混同すると、議論はおかしくなりますので。

ただ、今消費生活センターなどに寄せられているさまざまな問題についてピンポイント的に解決するという手法と、同時に、近代的な契約社会の基本的なルールをやはり設けて、そしてその中で、ただ消費者保護という立場だけじゃなくて、市民社会そのものの、市民の暮らしそのものを守っていく、そういう立場に立つた基本法というものは、これは横断重層的に組み立てていって当然のものであります。

担当している人たちの努力を見守っているというお話ですが、ただ見守るだけじゃなくて、担当のところでも法律上のさまざまな整合性をどうとっていくかとか、そこは報告の中でもまとめの部分で言われているところでもありますから、やはりその作業を進めて、そして、経企庁を中心に取り組んでいって、消費者契約法というものが速やかに政府の方としても準備をしていけるように、そのことを申し上げておきまして、次の質問に移りたいと思っております。

次に、指定法人制度について伺っておきたいんですが、法案第十八条の三の二項の四から四のすべての業務を行う団体ということですから、これは当然、業者団体というのは指定法人にはならないものです。これを確認しておきたいと思っております。

○岩田政府委員 この指定法人は、訪問販売取引等全般、いわゆる訪問販売法の関係の仕事をする業務を行うものでございまして、個別の業界のみを所管するいわゆる業界団体というものは全く想定をいたしておりません。

○吉井委員 それで、取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあると認められるときに消費者への指導、助言を行うのが指定法人の業務の一つになるわけで、民間の消費者団体を指定法人にするということですが、同時に、NPO法を内容的に充実させて、NPOの団体としていろいろな消費者団体がどんどん活発に活動をしていける、そのことが保障されていくことが大事だというふうに思うんです。

一つは、不正競争防止法の関連ですが、いわゆるコンテンツ関連の不正競争の規制について、欧米の方はかなり進んでいると言われているわけですが、今度の我が国の規制が欧米諸国の規制と比べて遜色がないのか、その整合性はどうか、こういうことが一つ。

やはりどうしても心配になるのは、国内的には今度の規制でいいのですが、いわゆる発展途上国等々に必ず持ち込まれる可能性があることは、もう火を見るより明らかなような気がいたします。こちらで規制されると途上国の方に持ち込むとか、あるいはそこで同じようなものを開発するということができるわけなんでありまして、外国でありますからこの法律が適用はできないわけなんですから、何か二兆円近い、数兆円の産業にさらに発展していくという状況の中にあつて、発展途上国に対する手だて、不正行為を手をこまねいているのもというふうな気がするのです。

その辺のところの対応について、二点ほどお聞きをしたい、こういうふうな思いです。

○江崎政府委員 まず最初の欧米の状況でございますけれども、今回御提案しておりますような内容に関連しましては、まずヨーロッパですけれども、昨年十一月にコンディショナルアクセス指令というものがEU委員会採択されて、現在、EUの加盟各国におきまして、これを受けて国内の立法作業が進行しているという状況でございます。

例えば、この指令によりまして、有料の衛星放送のような場合に暗号などを用いてコンテンツが提供されているわけでございますけれども、これを無断で見るといったことができるような機器の提供については、これは来年の五月からでございますけれども、欧州全域で禁止されるということになる状況でございます。

それからアメリカでございますけれども、昨年の十月に、コンテンツに対する視聴とか使用に関する技術的な制限手段、それからもう一つはコン

テンツのコピーに関する技術的な制限手段、これらを無効化するような機器などにつきまして、法律が議会で昨年の十月に成立をいたしました。十一月に大統領が署名をいたしました。現在これが施行されている、こういう状況でございます。

細部はともかくとしまして、大まかに申し上げれば、米国、欧州とも日本の今回お願いしております法律案と同様の措置が進みつつある、こういう理解でございます。

それから、アジア諸国などにおいてこういった問題が起きるのではないかとこの点でございますけれども、基本的には、こういった地域の違法なコピーなどをつくるという問題につきましては、それぞれの国において知的財産制度を整備する、それから、それを適切に運用することが必要不可欠であります。

制度の整備につきましては、世界的な所有権機構ですとか世界貿易機構、こういうところが、諸協定の実施に向けてましてアジアの国においてこれを懲罰してございまして、また、それを受けてそれぞれの諸国で手当てが進んでいる、こういう状況でございます。

それから、制度の運用に関しましては、我が国としましては、AP E CとかW I P Oとかあるいは二国間協力などの場を通じて、人材の育成につぎまして協力をすることをしてございまして、各種の研修制度の実施ですとか専門家の派遣、こういったことを通じて行っております。

それから、不正なコピーが日本に持ち込まれるというふうな場合には、日本の税関におきまして、例えば著作権法などに違反しているようなものが持ち込まれるということの場合には、そうした侵害物を没収する、廃棄させるということが可能でございます。

それから、海外で無効化機器をつくりまして、それを日本に持ち込もう、こういうような場合には、今回お願いしております不正競争防止法によりまして、これは不正な機器の提供に当たりますので、差し止め請求ができる、こういうことでござい

ます。

○前島委員 特に、途上国におけるこの種の行為について、法律をつくって対処せよというようにことを言うわけにはいかぬだろうと思っておりますけれども、その辺のところの考慮、配慮をぜひお願いしたい。いろいろな形で、他の形で配慮をお願いしたいというふうに思います。

それから、訪問販売法、割賦販売法との関連でありますが、特に今度指定する四業種というのは、いわゆる長期にわたる役務を事前に買うというまいし、契約をするということが伴うものでありまして、要するに消費者、利用者側からは事前に客観的に知識を得るということがすごく大事だろうな。そのところが十分消費者、利用者の方に、購入者の方に伝わっていないと、そのことがトラブルの原因になるだろうと思っております。

そこで、格付的な云々もいいたありますが、同時に、価格、評価の基準みたいなものですね。例えば医療行為については、薬品の投与は薬品の評価ということがありますが、診察に伴うさまざまな行為に対する基準というものが示されているわけですね。そのことが一定の評価の基準になっているわけですね。

特にエステというところは、利用者というのにはある意味での結果も期待されているということ、それが契約の段階にどう評価されているのかという事前の知識があるかないかによって、その後のトラブルが起るか起らないかという大きな要因になるような気がいたしますので、価格というんでしょうか、評価の一定の基準みたいなもの、あるいはガイドライン的なもの、これを行政の方でいくのか、あるいは業界の一定の自主規制の枠で処理するのかというところはいろいろあるかと思っておりますが、やはり利用者の側が一定の価格を頭の中に計算できるような、共通した評価基準みたいなものをつくるのがトラブルを事前に防ぐという一つの方法ではないだろうか、私はこの種の性格から見てもそういうふうに思います。

その辺の、評価基準のガイドライン的なもの、あるいはそういう基準をつくって指導していくというふうなものは、難しい側面もあるかなとは思いますが、考える一つの点ではないだろうかと思っておりますが、その辺のところ、どうでしょうか。

○近藤（隆）政府委員 消費者が多様なサービスの選択に對していろいろな情報を得て、その情報に基づきまして選ぶということは大変重要なこととございまして、サービス産業の振興のためにも、あるいは消費者の利便のためにも大変重要なことというふうに考えております。

私どもの方では、まさにそういった考え方を持っております。中立的な第三者がサービス提供事業を評価するといったようなこと、あるいはいろいろな評価事業者がいろいろな観点から評価をするような、こういった評価の仕組みといいますが、それを構築することが大変重要だと思っております。まして、昨年から、今おっしゃいましたような、こういった業種でこういった評価項目がふさぐわいといったこととか、そういったことも含めまして評価システムの構築につきまして勉強しております。

今年度は、さらにそれを具体的に、幾つかの業種につきましていわばシミュレーション的に勉強を深めてございまして、また、先生がおっしゃいましたような価格の面も含めてございまして、評価の項目がございまして、専門家の意見を十分に聞きながら、評価の具体的な方法につきましてさらには勉強しまして、いろいろな評価事業者が積極的にいろいろな観点から評価できて、それが消費者に對して情報として提供できるように、そういった環境整備を今進めているところでございます。

○前島委員 評価の価格がある意味でたまた業界で横並びになっちゃうという面も、問題もあるかもしれないけれども、やはりこの種の、事前に契約するという性格から見ると、消費者にとって

一定の参考になるというところは大事だろうと思ひますので、ぜひその辺のところは指導していただきたいな、こういうふうに思ひます。

それから、消費者保護という観点で、先ほど議論のありました前払い金の保全措置を今回とらなかつたという点であります。公明さんと同じように、私たちも九三年にこの法案を出していたのであります。今回とらなかつたということは、それはそれで議論としていいんですが、それを法的にはしなかつたけれども、やはり具体的に、例えば契約の中に前払い金の取り扱いについてびしっと入れさせるとかというところは、法的ではないにしても、やり方の問題、指導の問題として、前払い金の保全というところは明確にすべきではないか。

上限とかを決めるんじゃないで、特に中途解約の場合は絶対これが出てくるわけなんで、中途解約等々を含めても、この前払い金の取り扱いについてはどうするんだとか、どういう基準を設けるんだということが、いわゆる契約のこの書面交付の条件になっていきます。その中に明確にさせていくということが私は必要ではないだろうかと。

この前払い金の処理というのがやはりトラブルの大きな要因であることは間違いないんで、今回保全措置を法的にとらなかつたとするならば、指導という形の中で、あるいは書面交付条件の書面の中で明確にそのことをさせていくという指導も必要ではないだろうか、こんなふうに思ひますけれども、その辺のところ、どうですか。

○若田政府委員 御指摘の点は極めて重要な点だと思ひますので、書面交付の中の記載事項といったしまして、私ども、省令の中に前受け金の保全措置をとる業者についてはその旨の、前受け金の保全措置があるかないかという点について明示をするような義務づけをしたと考へます。

○前島委員 それから、今回、罰則の強化という点はあるんでありますけれども、消費者、利用者側にとりまして、罰則もいいんであります。同

時に、そういう罰則を受けたらある意味では悪質の業者を知ること、利用者の側から見れば非常に大切な点であります。その種の悪質という点から外れるということでありまして、選択の中から外れるということでありまして、そういう面では、罰金だとかあるいは業務停止よりか軽いであろう、その種の悪質といふまいし、か歓迎できない関係者、企業を公表ということも、消費者の選択、正しい知識を得るという面では大事な事項ではないだろうか、こういうふうに思ひます。

今回その公表というのはどういう扱いになっているのか、私はないと思ひていますが、その辺をちょっと確かめておきたいと思ひます。

○若田政府委員 訪問販売法におきましては、事業者が法律に違反して消費者の利益が害されるおそれがある場合に、行政処分としたしまして私どもにも業務停止命令と業者に対する指示をする、二つの手段が与えられておるわけでございます。このうち、業務停止命令を発した業者についてはこれを公表するということでもこれまで対応してまいりましたし、今後ともそうしていくこととでございます。

○前島委員 業務停止だとかあるいは罰金何百万というのはいささか論外でありまして、その公表というのは当然だろうと思ひますけれども、それ以前に、なっていないいろいろな問題点というのは、問題企業といふまいし、問題の業種といふのは僕は存在するだろうと思ひています。それが格付の一つになるのかなと思ひますけれども、そういう面でもひとつ、利用者、消費者に積極的に情報を提供するという観点での公表という点をもう少し細かく今後検討しておいていただきたい。そのことがトラブルを防ぐ最大の要件になっていくのではないだろうか、私はこう思ひているところです。

それからもう一つは、やはり私は業界のあり方ということが問題だろうな。組織が一〇%もいっていない、六%台、七%台というまとまりがあ

い。そして、アウトサイダーがある意味だったらその業界の流れを決めているという状況が現実だ、こういうふうに向つています。

今回の法改正を効果あらしめるためにも、あるいは消費者に知識を与えたりトラブルをなくするためにも、業界の健全化あるいは育成、組織の強化ということ、この種の問題をやっていく上には絶対的な必要な条件のような気が私はいたします。私は、この法律をつくったからいいとは絶対に言い切れなくて、逆に業界の自主的な対応というものがなく、この種のことはなかなかトラブルも減らないだろうし、健全な発展ということにならないと思ひますので、この業界に対する指導といふまいし、育成、強化といふものを、ちょっと今後の方向みたいなものを聞かせていただきたい、こういうふうに向つています。

○近藤隆政府委員 今回の改正法の実効を担保するためにも、また、広く消費者取引を適正にするためにも、業界団体の強化と育成が非常に重要であることは御指摘のとおりでございますので、まずはこの法律の趣旨などを十分徹底することと同時、さらに一層自主的なルールの充実強化といったことに努めていくように指導したいと思ひております。

また、アウトサイダー問題が非常に今大きなことも重要でございますので、業界の組織化をさらに進めるようにといったことについても、いろいろ知恵を絞って相談していきたいというふうに向つております。

このように、業界団体が率先をしまして中心的な存在で消費者との適正な取引ということに努力するように、今後とも十分な指導あるいは連絡の強化といったことを進めてまいりたいというふうに向つております。

○前島委員 時間もありませんから、先ほどから大臣も言われておりますので答弁は求めませんけれども、私からも改めて、いわゆる消費者信用にかかわる包括的な立法措置ということはやはり必要ではないだろうか。あるいはやはり、消費者契約

法的な民法の特別法的なものは、消費者を保護していく、あるいはさまざまな商業行為がこれから展開されていく中で消費者保護という立場から見ても、どうしても必要な点だろうと思ひます。ですから、やはりこの包括的な対応、立法措置と、消費者契約法の早期の成立ということとをぜひお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○古賀委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○古賀委員長 これより両案に対する討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、不正競争防止法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○古賀委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○古賀委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○古賀委員長 たいだいま議決いたしました本案に対し、伊藤達也君外五名から、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。松本龍君。

○松本龍君 たいだいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法施行に当たり、特殊形態取引等における消費者被害の拡大防止に万全を期すると同時に、サービス産業分野の健全な発展を確保する見地から、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 消費者に対し、法改正内容の周知徹底、消費者トラブルに係る情報提供の充実に努めるとともに、特に若年層に被害が多発している現状にかんがみ、学校教育、社会教育の充実を図ること等により、消費者被害の未然防止に努めること。

二 クーリング・オフ制度、中途解約制度及び割賦購入あっせんにおける抗弁権の接続については、通達等によりわかり易く解説等を行うとともに、広く周知徹底を図ること。

三 本法の適切かつ機動的な執行体制を確保するため、地方自治体の消費生活センター、国民生活センターとの一層の連携強化を図るとともに、迅速な苦情処理と機動的な行政措置発動のための体制を整備すること。

四 特定継続的役務提供事業者等の事業活動の一層の適正化を図るため、業界団体等に対し、自主ルールの一層の充実とその遵守の徹底に努めるとともに、組織化の促進を図ること。

五 企業等の窓口において苦情相談を担当する人材の養成、供給が円滑に進むよう、必要な配慮を行うとともに、その適切かつ迅速な処理体制の確立を図られるよう支援すること。

六 電子商取引を始めとする商取引の国際化、高度化が進捗するなか、新しい形態の消費者被害が多発することのないように、それらの動向を的確に把握するとともに、必要な場合には、消費者被害防止策を迅速に講ずること。

七 消費者が多様な役務の選択を的確に行える

よう、第三者による役務の適正評価システム構築のための環境整備を図ること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省かせていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古賀委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、与謝野通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。与謝野通商産業大臣。

○与謝野通商産業大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○古賀委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

国際協力銀行法案

〔本号末尾に掲載〕

○外務大臣 ただいま議題となりました国際協力銀行法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

特殊法人の整理合理化については、行政の減量化と新たな時代の要請にこたえるため、総合かつ全般的に見直しを行い、平成七年三月に日本輸出銀行と海外経済協力基金について、国際経済社会への機動的、効率的貢献のための執行体制の確立等を図る観点から、これらを統合するとの閣議決定がなされたところであります。

同閣議決定に基づき、特殊法人の整理合理化を推進するため、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金を解散して国際協力銀行を設立することとし、国際協力銀行の設立、組織、運営等に関し必要な事項について定める本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国際協力銀行においては、一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸出入もしくは海外における経済活動の促進または国際金融秩序の安定に寄与するための貸し付け等を行うとともに、開発途上地域の経済及び社会の開発または経済の安定に寄与するための貸し付け等を行い、我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することとしております。

第二に、日本輸出入銀行と海外経済協力基金は、国際協力銀行の成立のときにおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、そのときにおいて国際協力銀行が承継することとしております。

第三に、国際協力銀行の役員につきましては、特殊法人の統合の趣旨に即して、役員数の縮減を行うこととしております。

第四に、国際協力銀行は、その目的を達成するため、設備の輸出等のために必要な資金の貸し付け等、重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われ

るために必要な資金の貸し付け等、我が国の法人やその出資に係る外国法人等が海外において行う事業に必要な資金の貸し付け等、外国政府等が海外において行う事業等に必要な長期資金等の貸し付け等並びに開発途上地域の外国政府等が行う開発事業の実施等に必要な資金のうち、資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものの貸し付け等及びこれに必要な調査を行うこととしております。

第五に、国際協力銀行の予算及び決算につきましては、国の予算及び決算とともに国会に提出し、その議決を要することとしております。

第六に、国際協力銀行の財務及び会計につきましては、国際金融等に関する業務と海外経済協力に関する業務に係る経理を明確に区分することとするともに、所要の規定を整備してまいります。

第七に、国際協力銀行の監督等に関し、主務大臣が監督上必要な命令をできることとしております。

その他、日本輸出入銀行と海外経済協力基金の解散に伴う経過措置等を定めることとしております。

以上が、本法律案を提案する理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十三日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散會

国際協力銀行法案

第一章 総則(第一条 第八条)

目次

第一類第九号 商工委員會議録第七号 平成十一年三月十九日

第二章 役員及び職員(第九号―第二十二号)

第三章 業務(第二十三号―第二十八号)

第四章 財務及び会計(第二十九号―第五十一号)

附則

第五章 監督(第五十二号―第五十三号)

第六章 雑則(第五十四号―第五十六号)

第七章 罰則(第五十七号―第六十号)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 国際協力銀行は、一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 設備の輸出等 設備(航空機、船舶及び車両を含む。以下同じ)並びにその部分品及び附属品で我が国で生産されたもの並びに我が国で生産されたその他の製品でその輸出が我が国の輸出入市場の開拓又は確保に著しく寄与すると認められるものを輸出すること又は我が国の輸出入市場の開拓若しくは確保又は外国との経済交流の促進に寄与すると認められる技術を提供することをいう。

二 重要物資の輸入等 我が国の外国との貿易関係若しくは国民経済の健全な発展のために不可欠な物資(設備を含む。)又は技術を輸入し又は受け入れることをいう。

三 出資外国法人等 我が国の法人等法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。の出資(株式又は持分の所有を含む。以下同じ)。

に係る外国の法人等(我が国の法人等と原材料の供給、役員の派遣その他の継続的な経済関係を有する外国の法人等を含む。以下同じ)をいう。

四 外国政府等 外国の政府、政府機関又は地方公共団体をいう。

五 外国金融機関等 外国の銀行その他の金融機関その他大蔵大臣が定める外国法人をいう。

六 銀行等 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)に規定する銀行、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)に規定する長期信用銀行その他政令で定める金融機関をいう。

七 開発事業 開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、かつ、我が国との経済交流を促進するため緊要と認められる事業(これらの事業の準備のための調査又は試験の実施を含む。)をいう。

八 協調融資 銀行等が国際協力銀行とともに資金の貸付けを行うことをいう。

(法人格)

第三条 国際協力銀行は、法人とする。

(事務所)

第四条 国際協力銀行は、主たる事務所を東京都に置く。

2 国際協力銀行は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 国際協力銀行の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国際協力銀行に追加して出資することができる。

3 国際協力銀行は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。この場合において、当該

資本金は、第四十一条第一項に定める経理の区分に従い、同項各号の業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

(登記)

第六条 国際協力銀行は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 国際協力銀行でない者は、国際協力銀行という名称を用いてはならない。

2 銀行法第六条第二項の規定は、国際協力銀行には適用しない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、国際協力銀行について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第九条 国際協力銀行に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事七人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十条 総裁は、国際協力銀行を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、国際協力銀行を代表し、総裁を補佐して国際協力銀行の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、国際協力銀行を代表し、総裁及び副総裁を補佐して国際協力銀行の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときは総裁の職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときは総裁の職務を行う。

4 監事は、国際協力銀行の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は経済企画庁長官に意見を提出することができる。

を提出することができる。

6 経済企画庁長官は、前項の規定による意見の提出を受けたときは、遅滞なく、これを大蔵大臣に通知しなければならない。

(役員の内命)

第十一条 総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 副総裁は、内閣総理大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

3 理事は、総裁が任命する。

(役員の内命)

第十二条 総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の内命)

第十三条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができる。

(役員の内命)

第十四条 内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その役員を解任することができる。

一 この法律、この法律に基づく命令又はこれらの法令に基づいてする内閣総理大臣若しくは主務大臣の命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

3 内閣総理大臣は、国際協力銀行の副総裁又は理事が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、総裁に対しその役員の内命を命ずることができる。

(役員・監事の兼職禁止)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済企画庁長官及び大蔵大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認め、承認したときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十六条 国際協力銀行と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合において、監事が国際協力銀行を代表する。

(代理人の選任)

第十七条 総裁、副総裁及び理事は、国際協力銀行の職員のうちから、国際協力銀行の従たる事務所の業務に一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十八条 国際協力銀行の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十九条 国際協力銀行の役員及び職員は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者がその職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第二十条 国際協力銀行の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員の給与及び退職手当の支給の基準)

第二十一条 国際協力銀行は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(海外経済協力業務運営協議会)

第二十二条 国際協力銀行に、海外経済協力業務運営協議会を置く。

2 海外経済協力業務運営協議会は、総裁の諮問に応じ、国際協力銀行の次条第二項に規定する業務の運営に関する重要事項で関係行政機関の所掌事務と密接な関係があるものについて審議する。

3 海外経済協力業務運営協議会は、前項に規定する事項について、総裁に意見を述べることができる。

4 海外経済協力業務運営協議会は、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

5 前各項に定めるもののほか、海外経済協力業務運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十三条 国際協力銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次のうち我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するためのもの(以下「国際金融等業務」という。)を行う。

一 設備の輸出等のために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る銀行等の貸付債権を譲り受け、又は当該資金に係る債務を保証すること。

二 重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る銀行等の貸付債権を譲り受け、又は当該資金に係る債務を保証すること。

三 我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金(短期資金を除く。)を貸し付け、当該資金に係る銀行等の貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務を保証し、又は我が国の法人等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務を保証した場合においてその保証債務を保証すること。

四 外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る銀行等の貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務を保証し、又は当該資金を調達するために当該外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その他の国際機関が発行する公債、社債若しくはこれに準ずる債券(以下「公債等」という。)を応募その他の方法により取得し、若しくは当該公債等に係る債務を保証すること。

五 外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行(以下「国際通貨基金等」という。)が当該外国の経済の発展を支援するための資金(以下「経済支援資金」という。)の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金を貸し付けること。

六 我が国からの設備の輸出等により我が国の法人等に対して債務を有する者が、その者の居住国(その者が外国の政府であるときは、当該外国。以下この号において同じ。)の国際収支上の理由により当該債務を履行することが著しく困難である場合に、当該居住国の政府、政府機関又は銀行に対して当該債務の履行の円滑化を図るために必要な資金を貸し付けること。

七 海外で事業を行う者(専ら海外投資を目的とする我が国の法人等当該事業を行う者に對し出資するものを含む。)に対して当該事業に必要な資金を出資し、又は当該出資を受け、行うことができる。

八 前各号の業務に関連して必要な調査を行うこと。

九 第一号から第七号までの業務に附帯する業務を行うこと。

一 開発途上地域の外国政府等その他の経済企画庁長官が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金又は当該地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること。

二 我が国又は開発途上地域の法人等その他の経済企画庁長官が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資すること。

三 前二号の業務に関連して必要な調査を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

第二十四条 前条第一項第一号に規定する業務のうち開発途上地域以外の地域に係るものは、我が国の輸出入市場の開拓又は確保のため特に必要なものとして政令で定める場合に限り、行うことができる。

2 前条第一項第二号に規定する業務のうち外国の法人等に対する保証は、銀行等が当該資金の貸付けを行った場合(当該資金に係る銀行等の貸付債権が銀行等以外の者で大臣が定めるものに譲渡された場合を含む。以下同じ。)に限り、行うことができる。

3 前条第一項第三号に規定する業務のうち外国の法人等に対する保証は、銀行等が当該資金の貸付けを行った場合(当該資金に係る銀行等の貸付債権が銀行等以外の者で大臣が定めるものに譲渡された場合を含む。以下同じ。)に限り、行うことができる。

4 前条第一項第四号に規定する業務のうち外国の法人等に対する保証は、銀行等が当該資金の貸付けを行った場合(当該資金に係る銀行等の貸付債権が銀行等以外の者で大臣が定めるものに譲渡された場合を含む。以下同じ。)に限り、行うことができる。

5 前条第一項第五号に規定する業務のうち外国の法人等に対する保証は、銀行等が当該資金の貸付けを行った場合(当該資金に係る銀行等の貸付債権が銀行等以外の者で大臣が定めるものに譲渡された場合を含む。以下同じ。)に限り、行うことができる。

3 前条第一項第三号に規定する業務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める場合に限り、行うことができる。

- 一 開発途上地域以外の地域に係るもの 我が国と当該地域との貿易その他の経済関係の健全な発展に寄与し、又は国民経済に不可欠な資源、設備その他の製品若しくは技術の確保若しくは開発に寄与すると認められる場合
- 二 我が国の法人等が海外において行う事業に必要な資金を貸し付けるもの 当該法人等に対して直接貸し付ける場合
- 三 外国政府等又は出資外国法人等（我が国の法人等が株式又は持分の全部を所有しているものを除く。以下この号において同じ。）が海外において行う事業に直接に充てられる資金及び外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に外国政府等又は外国の法人等を通じて間接に充てられる資金（我が国の法人等が外国政府等又は外国の法人等に貸し付けるために必要な資金を除く。）に係る債務の保証 銀行等が当該資金の貸付けを行った場合

4 前条第一項第四号に規定する業務のうち貸し付けられた資金に係る債務の保証は、銀行等が当該資金の貸付けを行った場合に限り、行うことができる。

5 前条第一項第五号に規定する業務は、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が確実と見込まれる場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときに限り、大蔵大臣の認可を受けて行うことができる。

- 一 国際通貨基金等（国際協力銀行を除く。）による経済支援資金の全部又は一部の供与が行われることにより、当該貸付けに係る資金の償還が確保されることとなっている場合
- 二 当該貸付けについて確実な担保を徴する場合

6 前条第一項第六号に規定する業務は、当該居住国における同種の債務に係る債権を有する者の

の居住国と協調して行う必要がある場合として政令で定める場合に限り、行うことができる。

7 前条第一項に規定する業務のうち次に掲げるものは、その貸付け、保証しようとする債務に係る貸付け又は譲り受けようとする貸付債権に係る貸付けが協調融資の場合に限り、行うことができる。ただし、第一号に掲げるものにあつては、銀行等が国際協力銀行とともに資金の貸付けをすることが著しく困難であり、かつ、国際協力銀行による貸付けがその目的を達成するために特に緊要であると認められる場合には、この限りでない。

- 一 前条第一項第一号から第三号までに規定する資金の貸付けで我が国の法人等に対するもの
- 二 前条第一項第一号に規定する保証で外国政府等又は外国の法人等の債務に係るもの
- 三 前条第一項第一号から第四号までに規定する銀行等の貸付債権の譲受け

8 前条第一項第八号に規定する業務は、同項第一号から第七号までに規定する業務の円滑かつ効果的な実施に必要な最小限の場合に限り、行うことができる。

第二十五条 国際協力銀行は、資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公債等の取得、債務の保証又は出資（以下「資金の貸付け等」という。）について、一般の金融機関が行う資金の貸付け等を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならない。

2 国際協力銀行は、一般の金融機関が通常の条件により資金の貸付け等を行うことが困難と認められる場合に限り、資金の貸付け等を行うことができる。

3 第二十三条第一項の規定による資金の貸付け等は、当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る債権の回収、当該取得に係る公債等の償還、当該保証に係る債務の履行又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。

4 第二十三条第一項第一号から第七号までの規定による貸付金の利率及び債務の保証の料率は、第四十一条第一項第一号の業務に係る勘定における収入がその支出を償うに足るように、銀行等の貸付利率及び債務の保証料率を勘案して定めるものとする。

5 国際協力銀行は、第二十三条第二項第一号若しくは第二号の開発事業に係る事業計画又は同項第一号の経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合に限り、同項第一号又は第二号の規定による資金の貸付け又は出資をすることができ（海外経済協力業務実施方針）

第二十六条 国際協力銀行は、第二十三条第二項第一号の業務について、総理府令で定めるところにより、その業務を効果的かつ効率的に実施するために重点を置くべき分野及び地域その他の事項についての実施方針（以下「海外経済協力業務実施方針」という。）を定めなければならない。

2 国際協力銀行は、海外経済協力業務実施方針を定めようとするときは、経済企画庁長官の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 国際協力銀行は、前項の規定による経済企画庁長官の承認を受けたときは、遅滞なく、海外経済協力業務実施方針を公表しなければならない。（業務方法書）

第二十七条 国際協力銀行は、業務の開始の際、業務方法書を作成しなければならない。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令・大蔵省令で定める。
（委託業務に従事する銀行等の役員及び職員（委託業務に従事する銀行等の役員及び職員）の地位）
第二十八条 国際協力銀行は、銀行等に対し、その業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により国際協力銀行の業務の委託を受けた銀行等（以下「受託者」という。）の役員及び職員でその委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 財務及び会計
（事業年度）
第二十九条 国際協力銀行の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。（予算）

第三十条 国際協力銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを経済企画庁長官を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

2 前項の収入は、貸付金の利息、公債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、第四十五条第一項の規定による借入金金の利子、同項又は同条第八項の規定により発行する銀行債券の利子及び附属諸費とする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、大蔵大臣が定める。

第三十一条 前条の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類
- 二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 その他当該予算の参考となる書類

(予備費)

第三十二條 予見し難い事由による支出予算の不足を補うため、国際協力銀行の予算に予備費を設けることができる。

(予算の議決)

第三十三條 国際協力銀行の予算の国会の議決に關しては、国の予算の議決の例による。

(予算の通知)

第三十四條 内閣は、国際協力銀行の予算が国会の議決を経たときは、大蔵大臣及び経済企画庁長官を経由して、直ちにその旨を国際協力銀行に通知するものとする。

2 国際協力銀行は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執行することができない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による通知があつたときは、直ちにその旨を會計検査院に通知しなければならない。

(補正予算)

第三十五條 国際協力銀行は、予算の作成後に生じた事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、これに補正予算の作成により変更した第三十一條第一号、第三号及び第四号に掲げる書類(前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く)を添え、経済企画庁長官を経由して大蔵大臣に提出することができ、ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

2 第三十條第二項から第五項まで及び前二條の規定は、前項の規定による補正予算について準用する。

(暫定予算)

第三十六條 国際協力銀行は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他当該予算の参考となる事項に關する書類を添え、経済企画庁長官を経由して大蔵大臣に

提出することができる。

2 第三十條第二項から第五項まで、第三十三條及び第三十四條の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。

3 暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは失効するものとし、暫定予算に基づく支出があるときは、これを当該事業年度の予算に基づいてしたものとなす。

(予算の執行)

第三十七條 国際協力銀行は、支出予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。

第三十八條 国際協力銀行は、予算で指定する経費の金額については、大蔵大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

2 国際協力銀行は、前項の規定により承認を受けようとするときは、経済企画庁長官を経由してしなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の承認をしたときは、直ちにその旨を會計検査院に通知しなければならない。

第三十九條 国際協力銀行は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を経済企画庁長官を経由して大蔵大臣に通知しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を會計検査院に通知しなければならない。

(財務諸表等)

第四十條 国際協力銀行は、財産目録及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該書類(以下「財務諸表」という)に關する監事の意見を付して、当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に、経済企画庁長官に届け出なければならない。

2 経済企画庁長官は、前項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

3 国際協力銀行は、第一項の規定による財務諸表の届出をしたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附屬明細書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、総理府令・大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 国際協力銀行は、決算を完結したときは、遅滞なく、当該事業年度の業務報告書を、各事務所に備えて置き、総理府令・大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

5 第三項に規定する附屬明細書及び前項に規定する業務報告書に記載すべき事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

(区分経理)

第四十一條 国際協力銀行は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 国際金融等業務

二 海外経済協力業務

2 次の各号に掲げる金額に係る経理は、それぞれ当該各号に定める勘定において行うものとする。

一 附則第六條第四項の規定により国際協力銀行に出資があつたものとされた金額 国際金融等業務に係る勘定(以下「国際金融等勘定」という)。

二 附則第七條第四項の規定により国際協力銀行に出資があつたものとされた金額 海外経済協力業務に係る勘定(以下「海外経済協力勘定」という)。

(決算)

第四十二條 国際協力銀行は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

第四十三條 国際協力銀行は、決算完結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、当該決算報告書に關する監事の意見を付

し、かつ、第四十條第一項の規定により経済企画庁長官に届け出た財務諸表を添え、遅滞なく、経済企画庁長官を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の十一月三十日までにこれを會計検査院に送付し、その検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

4 国際協力銀行は、第一項の規定による決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

5 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、大蔵大臣が定める。

(利益及び損失の処理並びに国庫納付金)

第四十四條 国際協力銀行は、毎事業年度、国際金融等勘定の損益計算において利益を生じたときは、準備金として、政令で定める基準により計算した額を、国際金融等勘定に整理された資本金の額と同額に達するまでは、積み立てなければならない。

2 国際協力銀行は、毎事業年度、海外経済協力勘定の損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、当該残余の額を、積立金として、海外経済協力勘定に整理された資本金の額と同額に達するまでは、積み立てなければならない。

3 国際協力銀行は、毎事業年度、海外経済協力勘定の損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

4 第一項の準備金又は第二項の積立金は、その

属する勘定において生じた損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

5 国際協力銀行は、第四十一条第一項各号の業務に係る勘定ごとに、第一項の規定による毎事業年度の損益計算において生じた利益から同項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額及び第二項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除した残額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

6 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

7 前項に定めるもののほか、第五項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び国際協力銀行債券)

第四十五条 国際協力銀行は、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府若しくは銀行その他の金融機関から資金の借入れをし、又は国際協力銀行債券(第四十七条第四項を除き、以下「銀行債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による資金の借入れ又は銀行債券の発行により調達した資金は、第四十一条第一項に定める経理の区分に従い、同項各号の業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

3 第一項の規定による銀行その他の金融機関からの資金の借入れは、資金繰りのため必要がある場合その他総理府令・大蔵省令で定める場合において、短期借入金に限り、行うことができる。

4 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、特に必要がある場合として総理府令・大蔵省令で定める場合には、その償還することができない金額に限り、経済企画庁長官及び大蔵大臣の認可を受けてこれを借り換えることができる。

5 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

6 国際協力銀行は、毎事業年度、政令で定めるところにより、第一項の規定による銀行債券の発行に係る基本方針を作成し、経済企画庁長官及び大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

7 国際協力銀行は、第一項の規定により銀行債券を発行したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済企画庁長官及び大蔵大臣に届け出なければならない。

8 第一項に定めるもののほか、国際協力銀行は、銀行債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、銀行債券を発行することができる。

9 第一項又は前項の規定により発行する銀行債券の債権者は、国際協力銀行の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

10 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

11 国際協力銀行は、銀行債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

12 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十條及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

13 前各項に定めるもののほか、銀行債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(借入金等の限度額)

第四十六条 前条第一項の規定による借入金の現在額及び同項の規定により発行する銀行債券の元本に係る債務の現在額の合計額(以下「借入金等の合計額」という。)は、次の各号に掲げる額が、それぞれ当該各号に定める額を超えることとなつてはならない。

一 国際金融等勘定における借入金等の合計額 第五条に規定する資本金のうち国際金融

等勘定に区分された額及び第四十四条第一項に規定する準備金の額の合計額の十倍に相当する額

二 海外経済協力勘定における借入金等の合計額 第五条に規定する資本金のうち海外経済協力勘定に区分された額及び第四十四条第二項に規定する積立金の額の合計額の三倍に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、銀行債券について、発行済みのものの借換えのため必要があるときは、一時当該額を超えて銀行債券を発行することができる。

3 第二十三条第一項の規定による資金の貸付け、譲受けに係る債権及び公債等の取得の現在額、保証に係る債務及び保証債務に係る債務の現在額並びに出資の現在額の合計額は、第五条に規定する資本金のうち国際金融等勘定に区分された額及び第四十四条第一項に規定する準備金の額並びに第一項第一号の規定による借入れ及び債券発行の限度額の合計額を超えることとなつてはならない。

(政府保証)

第四十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、予算をもつて定める金額の範囲内において、第四十五条第一項の規定により発行する銀行債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)次項、第四項及び附則第八條第一項第一号において「外資受入法」という。)第二項の規定により政府が保証契約をすることができる債務を除く。第三項において同じ。について、保証契約をすることができる。

2 前項の予算をもつて定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもつて表示する銀行債券に係る債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する予算をもつて定める金額と区別して定めることが困難であるときは、

当該金額と合算して定めることができる。

3 政府は、第一項の規定によるほか、国際協力銀行が第四十五条第八項の規定により発行する銀行債券に係る債務について、保証契約をすることができる。

4 日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七号)第四十三条第一項に規定する銀行債券のうち外国を発行地とする本邦通貨をもつて表示するものに係る債務について予算をもつて定める金額が、同法第四十五条第二項の規定により外資受入法第二条第二項に規定する予算をもつて定める金額と合算して定められる場合には、当該銀行債券に係る債務を政府が外資受入法第二条第二項の規定により保証契約をすることができる債券に係る債務とみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。

(交付金)

第四十八条 政府は、予算の範囲内において、国際協力銀行に対し、海外経済協力業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第四十九条 国際協力銀行は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債又は政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)の保有

二 資金運用部への預託

三 日本銀行、銀行その他経済企画庁長官及び大蔵大臣の指定する金融機関への預金

四 譲渡性預金証書の保有

五 前各号の方法に準ずるものとして総理府令・大蔵省令で定める方法

2 前項の余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。

(会計検査院の検査)

第五十条 会計検査院は、必要があると認めるときは、受託者につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

(総理府令・大蔵省令への委任)

第五十一条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、国際協力銀行の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

第五章 監督

(監督)
第五十二条 国際協力銀行は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、国際協力銀行からの報告又は次条第一項の規定による検査の結果に基づき、国際協力銀行に対して業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、国際協力銀行若しくは受託者に対して報告をさせ、又はその職員に、国際協力銀行若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)
第五十四条 国際協力銀行の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第五十五条 経済企画庁長官は、次の場合には、外務大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。

一 第二十三条第二項第一号及び第二号の規定により貸付け又は出資を受ける者を定めよう

とするとき。

二 第二十六条第二項の規定により承認をしようとするとき。

三 第五十二条第二項の規定により主務大臣として命令をしようとするとき(海外経済協力業務及び海外経済協力勘定に關する事項に限る。)

2 内閣総理大臣は、第二十六条第一項の規定により総理府令を定めようとするときは、外務大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣及び大蔵大臣は、第二十七条第二項の規定により総理府令・大蔵省令(海外経済協力業務に關する事項に限る。)を定めようとするときは、外務大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。

(主務大臣)

第五十六条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員その他の管理業務に關する事項については、経済企画庁長官及び大蔵大臣

二 国際金融等業務及び国際金融等勘定に關する事項については、大蔵大臣

三 海外経済協力業務及び海外経済協力勘定に關する事項については、経済企画庁長官

第七章 罰則

第五十七条 第十九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした国際協力銀行又は受託者の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした国際協力銀行の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により経済企画庁長官又は

大蔵大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により経済企画庁長官又は大蔵大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかったとき。

三 第六条第一項の規定に違反して登記することをしたとき。

四 第二十三条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

五 第四十六条第一項の規定に違反して資金の借入れ若しくは債券の発行をし、又は同条第三項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公債等の取得、債務の保証若しくは出資をしたとき。

六 第四十九条第一項の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

七 第五十二条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第八十条 第七條第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第三十四条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

(国際協力銀行の設立)

第二条 内閣総理大臣は、国際協力銀行の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された総裁又は監事となるべき者は、国際協力銀行の成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 経済企画庁長官は、設立委員を命じて、国際協力銀行の設立に關する事務を処理させる。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により設立委員を命じようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 設立委員は、国際協力銀行の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を経済企画庁長官に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

4 経済企画庁長官は、前項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 国際協力銀行は、設立の登記をすることによって成立する。

(日本輸出入銀行の解散等)

第六条 日本輸出入銀行(以下「輸銀」という。)は、国際協力銀行の成立の時に於て解散するものとし、その一切の権利及び義務は、附則第十五条の規定による廃止前の日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第三百六十八号。以下「旧輸銀法」という。)第八條第一項の規定にかかわらず、その時に於て国際協力銀行が承継する。

2 輸銀の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、輸銀の解散の日の前日に終わるものとする。

3 輸銀の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益金の処分及び国庫納付金については、なお従前の例による。この場合において、旧輸銀法第三十五条第一項中「四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期」

「これらの半期及び事業年度及び半期又は当該事業年度」とあるのは「事業年度」と、同法第三十六条中「翌事業年度の七月三十一日」とあるのは「平成十一年十一月三十日」と、同法第三十七条第三項中「翌事業年度の」とあるのは「平成十二年」と、同法第三十八条第一項第二号中「千分の三」とあるのは「千分の一・五」と、同条第

三項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成十一年十一月三十日」と読み替えるものとす。

4 第一項の規定により国際協力銀行が輸銀の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における輸銀に対する政府の出資金に相当する金額は、国際協力銀行の設立に際し政府から国際協力銀行に出資されたものとす。

5 第一項の規定により国際協力銀行が輸銀の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧輸銀法第三十八条第一項の準備金として積み立てられている金額は、国際金融等助定において、第四十四条第一項の準備金として整理しなければならぬ。

6 第一項の規定により輸銀が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(海外経済協力基金の解散等)

第七条 海外経済協力基金(以下「基金」という。)は、国際協力銀行の成立の時に解散するものとす、その一切の権利及び義務は、その時において国際協力銀行が承継する。

2 基金の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、基金の解散の日の前日に終わるものとす。

3 基金の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、附則第十五条の規定による廃止前の海外経済協力基金法(昭和三十五年法律第七十三号。以下「旧基金法」という。)第二十七条中「翌事業年度の六月三十日」とあるのは、「平成十一年十一月三十日」と読み替えるものとす。

4 第一項の規定により国際協力銀行が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における基金に対する政府の出資金に相当する金額は、国際協力銀行の設立に際し政府から国際協力銀行に出資されたものとす。

5 第一項の規定により国際協力銀行が基金の権

利及び義務を承継したときは、その承継の際旧基金法第二十九条第一項の積立金として整理されている金額は、海外経済協力助定において、第四十四条第二項の積立金として整理しなければならぬ。

6 第一項の規定により基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第八条 附則第六条第一項又は第七条第一項の規定により国際協力銀行が承継する次の各号に掲げる借入金又は債券に係る債務について政府がした当該各号に掲げる保証契約は、その承継後においても、当該借入金又は債券に係る債務について従前の条件により存続するものとす。

一 旧輸銀法第三十九条の二第一項の外貨債券等 旧輸銀法第三十九条の三又は外資受入法第二条第二項の規定による保証契約

二 旧基金法第二十九条の二第一項の長期借入金及び海外経済協力基金債券 旧基金法第二十九条の四の規定による保証契約

2 前項の外貨債券等及び海外経済協力基金債券は、第四十五条第九項及び第十項の規定の適用については、同条第一項の規定による銀行債券とみなす。

(非課税)

第九条 附則第六条第一項及び第七条第一項の規定により国際協力銀行が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

2 附則第六条第一項及び第七条第一項の規定により国際協力銀行が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 国際協力銀行が附則第六条第一項又は第七条第一項の規定により承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九条第一項の規

定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において輸銀又は基金が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(厚生年金基金間の権利義務の移転)

第十条 基金の事業所又は事務所を厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)第一百七十七条第三項に規定する設立事業所(以下「設立事業所」という。)とする厚生年金基金(以下「海外厚生年金」という。)は、国際協力銀行の事業所又は事務所を国際協力銀行の成立の日に設立事業所とすることとなる厚生年金基金(以下「国際厚生年金」という。)に申し出て、海外厚生年金の設立事業所(以下この条において「脱退事業所」という。)に使用される海外厚生年金の加入員に係る海外厚生年金の加入員であった期間に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転することができる。

2 前項の規定により権利義務の移転を行う場合には、海外厚生年金は、国際厚生年金に申し出て、脱退事業所に使用される海外厚生年金の加入員であった者であつて当該加入員の資格を喪失したもの(同項に規定する脱退事業所に使用される海外厚生年金の加入員を除く。)のうち次の項の同意をしたものに係る海外厚生年金の加入員であつた期間(厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる海外厚生年金の加入員であつた期間を除く。)に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転することができる。

3 海外厚生年金が前項の規定により当該海外厚生年金の加入員の資格を喪失した者に係る権利義務の移転を申し出るには、当該加入員の資格を喪失した者の同意を得なければならない。

4 海外厚生年金が第一項及び第二項の規定により権利義務の移転を申し出るには、脱退事業所

の事業主の同意及び当該脱退事業所に使用される海外厚生年金の加入員の二分の一以上の同意を得、並びに海外厚生年金の代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、及び海外厚生年金の脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員の四分の三以上の同意を得た上で、厚生大臣の認可を受けなければならない。

5 国際厚生年金は、第一項及び第二項の規定により権利義務の移転の申出があつたときは、当該年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を承継することができる。

6 国際厚生年金は、前項の規定により権利義務を承継しようとするときは、その代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

7 国際厚生年金が第五項の規定により権利義務を承継したときは、国際厚生年金に年金たる給付の支給に関する義務が承継された者の海外厚生年金の加入員であつた期間は、国際厚生年金の加入員であつた期間とみなす。

第十一条 厚生年金保険法第六十条第一項の規定により同項に規定する中途脱退者に係る年金たる給付の支給に関する義務を厚生年金基金連合会に移転した海外厚生年金につき前条第一項の規定による権利義務の移転があつた場合において、当該中途脱退者が当該権利義務の移転があつた海外厚生年金の当該権利義務を承継する厚生年金基金の加入員となつたときは、同法第六十一条第一項中「再び」との基金」とあるのは、「国際協力銀行法(平成十一年法律第二十号)附則第十條第一項の規定により権利義務を移転した同項に規定する海外厚生年金の当該権利義務を承継する基金」と読み替えて、厚生年金保険法第六十一条の規定を適用する。

2 前項に規定する者については、厚生年金保険法第四十二条第四項ただし書及び第四百三十三条第七項ただし書の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する場合において、海外厚年基

金が厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第六十一号。以下「法律第六十一号」という。)附則第一条ただし書に規定する一部施行日以後に法律第六十一号による改正後の厚生年金保険法第六十条第一項の規定による申出をした同項に規定する中途脱退者であつて法律第六十一号附則第二条第一項に規定する旧厚生年金適用者である者については、法律第六十一号附則第五条第二項中「第六十二條の二まで」とあるのは「第六十二條の二まで並びに國際協力銀行法附則第十一條第一項及び第二項」とする。

(名称の使用制限等に関する経過措置)
第十二条 この法律の施行の際現に國際協力銀行という名称を使用している者については、第七條第一項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十三条 國際協力銀行の最初の事業年度は、第二十九條の規定にかかわらず、その成立の日から始まり、平成十二年三月三十一日に終わるものとする。

第十四条 國際協力銀行の最初の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、第四十條第一項中「四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期」とに「とあり、及び「これらの半期及び事業年度」とに「とあるのは、「当該事業年度について」とする。

(日本輸出入銀行法及び海外経済協力基金法の廃止)
第十五条 次の法律は、廃止する。
一 日本輸出入銀行法
二 海外経済協力基金法

(日本輸出入銀行法及び海外経済協力基金法の廃止に伴う経過措置)
第十六条 前条の規定の施行前に旧輸銀法(第十二條を除く。)又は旧基金法(第十一條及び第十七條を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定により

した処分、手続その他の行為とみなす。

第十七条 附則第十五條の規定の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十八条 附則第八條、第九條及び第十二條から第十四條まで、前二條並びに附則第二十二條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)
第十九条 国等の債権債務等の金額の端数計算に關する法律(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本輸出入銀行」を「國際協力銀行」に改める。
(資産再評価法の一部改正)
第二十条 資産再評価法(昭和二十五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号中「日本輸出入銀行及び」を削る。
(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)
第二十一条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「日本輸出入銀行」を「國際協力銀行」に改める。
(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第二十二条 前条の規定による改正前の予算執行職員等の責任に関する法律第九條第一項、第十條第一項又は第十一條第一項に規定する日本輸出入銀行の予算執行職員、現金出納職員又は物品管理職員の前条の規定の施行前にした行為については、同条の規定による改正前の同法の規定は、なおその効力を有する。

(國際復興開發銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正)
第二十三条 國際復興開發銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号から第四号までを次のように改める。
二から四まで 削除
第二条第二項第二号中「日本輸出入銀行」を「國際協力銀行」に改める。

(日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律の一部改正)
第二十四条 日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律(昭和四十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

題名中「日本輸出入銀行法」を「國際協力銀行法」に改める。
本則中「日本輸出入銀行」を「國際協力銀行」に改める。

第四條第二項中「日本輸出入銀行法第三十八條」を「國際協力銀行法(平成十一年法律第三号)第四十四條」に改める。

(國際協力事業団法の一部改正)
第二十五条 國際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「日本輸出入銀行及び海外経済協力基金」を「國際協力銀行」に改める。
第八條第二項中「六人」を「五人」に改める。
第十條第二項中「日本輸出入銀行の理事のうちから、一人は海外経済協力基金の理事のうちから、それぞれ、日本輸出入銀行の總裁及び海外経済協力基金」を「國際協力銀行の理事のうちから、國際協力銀行」に改める。

第二十二條第一号イ中「日本輸出入銀行、海外経済協力基金」を「國際協力銀行」に改め、同号ロ及び同條第二号中「日本輸出入銀行及び海外経済協力基金」を「國際協力銀行」に改める。
(租税特別措置法の一部改正)
第二十六條 租税特別措置法(昭和三十二年法律

第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十五條中「別表第三の二十五の項」を「別表第三の二十四の項」に改める。
(所得税法の一部改正)
第二十七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「海外経済協力基金の項を削り、國際觀光振興会の項の次に次のように加える。
國際協力銀行 國際協力銀行法(平成十一年法律第三号)
別表第一第一号の表日本輸出入銀行の項を削る。

(法人税法の一部改正)
第二十八條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「海外経済協力基金の項を削り、國際觀光振興会の項の次に次のように加える。
國際協力銀行 國際協力銀行法(平成十一年法律第三号)
別表第一第一号の表日本輸出入銀行の項を削る。

(印紙税法の一部改正)
第二十九條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「海外経済協力基金の項を削り、國際觀光振興会の項の次に次のように加える。
國際協力銀行 國際協力銀行法(平成十一年法律第三号)
別表第二日本輸出入銀行の項を削る。

(登録免許税法の一部改正)
第三十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

七の二 国際協力銀行
国際協力銀行法(平成十一年法律第 号)

別表第一の第一号から第十八号までに掲げる登記又は登録(先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。)

別表第三中二十四の項を削り、二十五の項を二十四の項とし、二十六の項を二十五の項とし、二十七の項を二十六の項とし、二十八の項を二十七の項とし、二十九の項を二十八の項とする。

(消費税法の一部改正)

第三十一条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表中海外経済協力基金の項を削り、国際観光振興会の項の次に次のように加える。

国際協力銀行
国際協力銀行法(平成十一年法律第 号)

別表第三第一号の表日本輸出入銀行の項を削る。

(地方税法の一部改正)

第三十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「海外経済協力基金、日本輸出入銀行」を「国際協力銀行」に改める。

(経済企画庁設置法の一部改正)

第三十三条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十七号中「海外経済協力基金」を「国際協力銀行」に改める。

(大蔵省設置法の一部改正)

第三十四条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第八十九号中「日本輸出入銀行」を「国際協力銀行」に改める。

理 由

特殊法人の整理合理化を推進し、国際経済社会への機動的、効率的貢献のための執行体制の確立を図るため、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金を解散して、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等を行うとともに、開発途上地域の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行う国際協力銀行を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。